

大蔵委員会議録第十七号

昭和三十三年三月十三日(木曜日)
午前十一時三十二分開議

出席委員

委員長 足鹿 覺君

理事 淺香 忠雄君 理事 大平 正芳君

理事 黒金 泰美君 理事 高見 三郎君

理事 藤枝 泉介君 理事 平岡 忠次郎君

理事 横山 利秋君

有馬 英治君 井出一太郎君

加藤 高蔵君 川野 芳満君

吉川 久徳君 笹山 茂太郎君

杉浦 武雄君 助川 良平君

高瀬 傳君 竹内 俊吉君

内藤 友明君 夏堀 源三郎君

平野 三郎君 古川 丈吉君

松野 頼三君 山本 勝市君

有馬 輝武君 石野 久男君

石村 英雄君 春日 一幸君

久保田 鶴松君

出席國務大臣

大蔵大臣 一萬田 尚登君

農林大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

大蔵政務次官 坊 秀男君

大蔵事務官 (主計局長) 佐藤 一郎君

大蔵事務官 (主計局長) 小熊 孝次君

大蔵事務官 (主計局長) 原 純夫君

大蔵事務官 (銀行局長) 石田 正君

大蔵事務官 (銀行局長) 北島 武雄君

大蔵事務官 (銀行局長) 小倉 武一君

大蔵事務官 (銀行局長) 磯田 好祐君

委員外の出席者

大蔵事務官 (理財局長) 磯田 好祐君

大蔵事務官(国税庁直税部長) 金子 一平君
大蔵事務官 (国税庁調査 査察部長) 中西 泰男君
専門員 榎木 文也君

三月十三日

委員有馬英治君、竹内俊吉君及び中山榮一君辞任につき、その補欠として笹山茂太郎君、助川良平君及び松野頼三君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員笹山茂太郎君、助川良平君及び松野頼三君辞任につき、その補欠として有馬英治君、竹内俊吉君及び中山榮一君が議長の指名で委員に選任された。

三月十二日

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)(予)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)(参議院送付)

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)(予)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計

からする繰入金に関する法律案(内閣提出第一六号)

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案(内閣提出第四五号)

小委員長より報告聴取の件

○足鹿委員長 これより会議を開きます。

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はありますか。――御質疑はないようですから、本案に対する質疑は終了することといたします。

なお本案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。

採決いたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○足鹿委員長 御異議なしと認めます。よって本案は原案の通り可決いたしました。

なおこの際お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に対する委員会報告書の作成並びに提出等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○足鹿委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

○足鹿委員長 次に、昨十二日予備付託に相なりました外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案を議題として、政府委員より提案理由の説明を聴取することといたします。大蔵政務次官坊秀男君。

○足鹿委員長 次に、昨十二日予備付託に相なりました外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案を議題として、政府委員より提案理由の説明を聴取することといたします。大蔵政務次官坊秀男君。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案
外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律
外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
第七条第二項を次のように改める。
2 外国通貨についての正しい裁定
外国為替相場は、大蔵大臣が定める。

第七條第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第一項から第四項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六十八條第一項中「又は両替商」を「両替商その他この法律の適用を受ける取引を行うことを営業とする者」に改める。

第七十條第一号を削り、同条第二号中「第七條第六項」を「第七條第四項」に改め、同号を同条第一号とし、同条中第三号以下を一号ずつ繰り上げる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由
外国為替に関する海外の動向にかんがみ、外国為替相場に関する規定を改めるとともに、外国為替及び外国貿易の適正な管理に資するため、質問検査に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○坊政府委員 ただいま議題となりました外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

外国為替及び外国貿易管理法は、外国貿易の正常な発展をはかり、国際収支の均衡、通貨の安定を確保することを目的として制定しております。そのため国際通貨基金協定の規定を受けて、外国為替相場の建て方に関する規定を設けて

おりますが、本邦における外国為替の売買相場の変動の幅の制限に関する管理法の規定は、国際通貨基金協定の規定に比して、より制約的な面があり、必要以上に制限されております。このため、かりに、為替相場の建て方に関しまして海外において何らかの措置がとられた場合には、本邦においてこれに即応して措置することが著しく困難となることも予想されますので、この際、この点についての規定を改める等、最近における外国為替に関する海外の動向にかんがみ不適当と思われる規定を整理するため、所要の改正を行うことといたしました。

次に、現在の管理法におきましては、質問検査の対象が外国為替公認銀行と向がえ商に限定されておりますが、為替貿易管理制度の簡素化を進めるに伴い、管理の適正を期するためには、内外の貿易業者、保険業者、海運業者等この法律の適用を受ける取引を営業とする者に対しても質問検査を行い得るようすることが必要と考え、質問検査の対象にこれらのものを付け加えることといたしました。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませうお願いいたします。

○足座委員長 これにて提案理由の説明は終了いたしました。本案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○足座委員長 次に、所得税法等の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、酒税法の一部を改

正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案の五法律案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。石村英雄君。

○石村委員 まず相続税法の改正案についてお尋ねをしますが、今度の相続税の改正は、一般的には減税になると思いますが、相続財産の多少によつて、増税になるのではないかと思いますが、増税になるのは、大体どの辺の限度まで減税になって、どの程度から以上が増税になるのか、その境目をお示し願いたい。

○原(純)政府委員 相続税法の改正により負担の比較は、なかなかむずかしいのであります。それは、御案内のように現行法におきましては、相続の場合にどんなふうに分割をするかというところで、税額が端的に言いますと非常に変わってくるということになっております。従いまして、現行法でどんなふうな分割の仕方をするかということが仮定しませんが、比較ができません。そこで、先般三十三年度の「租税及び印紙収入予算の説明」という刷りものの三十一ページに、一応の比較表を差し上げてございしますが、この表は、現状における実際の財産相続の状況をサンプル調査に基いて推定いたしました基礎で、現行法の負担を計算する。改正案の方は、法定相続人の数、またその中で、配偶者とその他の者はどういう関係にあるかということできまして、参りますので、それを、実際に現われた基礎数字でたいたいの数を知りまして、それによつて計算したわけであり

ます。この表でござらんいたいただきますと、遺産の価額にして三百万円程度までのところは、現行法では三%、六%、八%というふうな負担率になっておりますが、改正案ではゼロである。それからだんだん上へ参りまして、改正案によつて若干ずつの軽減がある。千万のところでは、一四・六%のものが一〇・六%になる。それから三千万のところでは二四・七%が二一・〇%。それで改正案の負担が現行法の負担をこえておりますのが、三億の遺産のところであり

ます。そこで、現行法で四八・二%が四九・〇%となる。五億のところでは五二・五%が五五・二%となっております。こまかい、どこが境目になるかというのを実は用意いたしておりませんので、もし必要でござりましたらば、計算をして後ほど申し上げるようになしたいと思ひます。

○石村委員 お説のように、相続税は相続税体によつて非常に変わってくると思うのです。そこで、今度の改正案によつて少し調べてみたのですが、そういういたしますと、全般的には下りますが、その中で特に配偶者、妻の税額は全面的に上るように見えるわけなんです。私は計算を個人的にやつたことで、検算も十分にいたしておりましたが、あるいは計算間違いかもしれないが、かりに五百万円の相続財産があつて、そのうち妻が百五十万円相続するということにしますと、新しい法律では約六万四千円ばかりの相続税になる。現行法では、これが二万七千五百円。また一千万円の遺産相続で、妻が三百万円相続する、こういうことにしますと、改正案では二十七万六千円の相続税である、現行法ではそれが十六万五千円。また同じく一千万円の相続財産で、妻が二百五十万円相続する

ということにしますと、改正法律では二十二万円の相続税になり、現行法では十一万五千円。さらに二千万円の遺産相続で、五百万円妻が相続すると、改正案では六十八万八千円、現行法ではそれが四十一万五千円。あるいは妻が二千万円のうち二百万円相続するとしても、改正案では二十二万九千円になる。現行法ではそれが六万五千円。三千万円の場合に、妻が一千万円相続するとすると、改正案では約百七十一万円、現行法では百九十九万円。このように、妻の相続税が今度の改正では非常に高くなる。相続財産の分配の仕方によつて、いろいろ違ひはいたしますが、しかし、私の計算が全然間違つておれば問題ありませんが、かりに大した計算間違いがないと仮定いたしましたと、どの例を取り上げてみましても、配偶者の相続税が今度の改正案では非常に高くなるという傾向があるというところは、どうもいふまでもないように思ひます。またその他子供、親の相続についても、場合によつて現行法よりも高くなるという例もあるわけですが、しかし、これは私の計算間違いであるのか。それとも大蔵省としても、こういう法律をお作りになる場合には、いろいろ具体例を検討なさつて御判断なさつていらつしやることと思ひますが、私の乏しい経験から申しますと、税法というものは、ただ表面的に見ると大へんよくなつておるようですが、実際に当てはめてみないと、いいか悪いかというところはなかなかわかりにくいものです。このよう

な計算をなさつておやりになつた結果、やはり妻の相続税は、今度の改正案では高くなるという傾向を御承認に

なるものかどうか、御答弁願ひたいと思ひます。

○原(純)政府委員 妻の相続税は、今度の改正案では、まずほとんどの場合高くなると思ひます。これは、現在、この現行法における配偶者控除というのは、御案内の通り財産価格の二分の一ということになっております。これが負担としてその結果非常に低くなるというところで、配偶者控除の本質を考へ、今回の改正の本旨でありますところの、いわばこの操作による税額の差をなるべく下げようというふうなことも考へまして、大体配偶者控除による利益と申しますか、軽減を、大体の場合において、現行法による場合の半分程度に減らすという考え方をとつたわけでありました。ただいまおっしゃいました数字は、石村委員の計算でありますから、多分間違ひはないと思ひますが、なお後ほど私の方にいたいで、念査させていただきますと思ひますが、数字の二つについてはどうと申せませんが、まずおそろくおつしやつたようなことではなからうかと思ひます。なお数字の精細なところは、別途申し上げたいと思ひます。

○石村委員 私も、実はこれは時間がなくて、検算する余裕がありませんでした。従つて、金額的には確信は私にはないわけですが、しかし傾向だけは、いろいろな例をあげてやつてみた結果、妻の相続税が非常に高いという傾向は、どうもいふまでもないように考へるわけです。このことは、今度の相続税が、遺産のあまり大きくないところは安くなるという考え方は必ずしも悪くないと思ひますが、妻の相続税を今度非常に上げるといふことは、どう

なるものかどうか、御答弁願ひたいと思ひます。

○原(純)政府委員 妻の相続税は、今度の改正案では、まずほとんどの場合高くなると思ひます。これは、現在、この現行法における配偶者控除というのは、御案内の通り財産価格の二分の一ということになっております。これが負担としてその結果非常に低くなるというところで、配偶者控除の本質を考へ、今回の改正の本旨でありますところの、いわばこの操作による税額の差をなるべく下げようというふうなことも考へまして、大体配偶者控除による利益と申しますか、軽減を、大体の場合において、現行法による場合の半分程度に減らすという考え方をとつたわけでありました。ただいまおっしゃいました数字は、石村委員の計算でありますから、多分間違ひはないと思ひますが、なお後ほど私の方にいたいで、念査させていただきますと思ひますが、数字の二つについてはどうと申せませんが、まずおそろくおつしやつたようなことではなからうかと思ひます。なお数字の精細なところは、別途申し上げたいと思ひます。

○石村委員 私も、実はこれは時間がなくて、検算する余裕がありませんでした。従つて、金額的には確信は私にはないわけですが、しかし傾向だけは、いろいろな例をあげてやつてみた結果、妻の相続税が非常に高いという傾向は、どうもいふまでもないように考へるわけです。このことは、今度の相続税が、遺産のあまり大きくないところは安くなるという考え方は必ずしも悪くないと思ひますが、妻の相続税を今度非常に上げるといふことは、どう

なるものかどうか、御答弁願ひたいと思ひます。

○原(純)政府委員 妻の相続税は、今度の改正案では、まずほとんどの場合高くなると思ひます。これは、現在、この現行法における配偶者控除というのは、御案内の通り財産価格の二分の一ということになっております。これが負担としてその結果非常に低くなるというところで、配偶者控除の本質を考へ、今回の改正の本旨でありますところの、いわばこの操作による税額の差をなるべく下げようというふうなことも考へまして、大体配偶者控除による利益と申しますか、軽減を、大体の場合において、現行法による場合の半分程度に減らすという考え方をとつたわけでありました。ただいまおっしゃいました数字は、石村委員の計算でありますから、多分間違ひはないと思ひますが、なお後ほど私の方にいたいで、念査させていただきますと思ひますが、数字の二つについてはどうと申せませんが、まずおそろくおつしやつたようなことではなからうかと思ひます。なお数字の精細なところは、別途申し上げたいと思ひます。

○石村委員 私も、実はこれは時間がなくて、検算する余裕がありませんでした。従つて、金額的には確信は私にはないわけですが、しかし傾向だけは、いろいろな例をあげてやつてみた結果、妻の相続税が非常に高いという傾向は、どうもいふまでもないように考へるわけです。このことは、今度の相続税が、遺産のあまり大きくないところは安くなるという考え方は必ずしも悪くないと思ひますが、妻の相続税を今度非常に上げるといふことは、どう

なるものかどうか、御答弁願ひたいと思ひます。

○原(純)政府委員 妻の相続税は、今度の改正案では、まずほとんどの場合高くなると思ひます。これは、現在、この現行法における配偶者控除というのは、御案内の通り財産価格の二分の一ということになっております。これが負担としてその結果非常に低くなるというところで、配偶者控除の本質を考へ、今回の改正の本旨でありますところの、いわばこの操作による税額の差をなるべく下げようというふうなことも考へまして、大体配偶者控除による利益と申しますか、軽減を、大体の場合において、現行法による場合の半分程度に減らすという考え方をとつたわけでありました。ただいまおっしゃいました数字は、石村委員の計算でありますから、多分間違ひはないと思ひますが、なお後ほど私の方にいたいで、念査させていただきますと思ひますが、数字の二つについてはどうと申せませんが、まずおそろくおつしやつたようなことではなからうかと思ひます。なお数字の精細なところは、別途申し上げたいと思ひます。

○石村委員 私も、実はこれは時間がなくて、検算する余裕がありませんでした。従つて、金額的には確信は私にはないわけですが、しかし傾向だけは、いろいろな例をあげてやつてみた結果、妻の相続税が非常に高いという傾向は、どうもいふまでもないように考へるわけです。このことは、今度の相続税が、遺産のあまり大きくないところは安くなるという考え方は必ずしも悪くないと思ひますが、妻の相続税を今度非常に上げるといふことは、どう

なるものかどうか、御答弁願ひたいと思ひます。

○原(純)政府委員 妻の相続税は、今度の改正案では、まずほとんどの場合高くなると思ひます。これは、現在、この現行法における配偶者控除というのは、御案内の通り財産価格の二分の一ということになっております。これが負担としてその結果非常に低くなるというところで、配偶者控除の本質を考へ、今回の改正の本旨でありますところの、いわばこの操作による税額の差をなるべく下げようというふうなことも考へまして、大体配偶者控除による利益と申しますか、軽減を、大体の場合において、現行法による場合の半分程度に減らすという考え方をとつたわけでありました。ただいまおっしゃいました数字は、石村委員の計算でありますから、多分間違ひはないと思ひますが、なお後ほど私の方にいたいで、念査させていただきますと思ひますが、数字の二つについてはどうと申せませんが、まずおそろくおつしやつたようなことではなからうかと思ひます。なお数字の精細なところは、別途申し上げたいと思ひます。

○石村委員 私も、実はこれは時間がなくて、検算する余裕がありませんでした。従つて、金額的には確信は私にはないわけですが、しかし傾向だけは、いろいろな例をあげてやつてみた結果、妻の相続税が非常に高いという傾向は、どうもいふまでもないように考へるわけです。このことは、今度の相続税が、遺産のあまり大きくないところは安くなるという考え方は必ずしも悪くないと思ひますが、妻の相続税を今度非常に上げるといふことは、どう

なるものかどうか、御答弁願ひたいと思ひます。

も現在の一般的な考え方からいって、おかしいものじゃないかと思うのです。逆行したやり方ではないかと思うのです。大抵遺産というものは、夫婦で作り上げた財産で、主人だけの力でその財産ができたとは言えないと思うのです。やはり奥さんの内助の功というか、何かがあって、初めてそういう遺産は生まれたという考え方からいえば、少くとも遺産の半額は、妻に全部やってもいいんじゃないか、そうして、それに対する相続税なんか取らなくともいいんじゃないか、その妻の財産を、今度さらに次に相続される場合に税金を取ればいいのであって、そのときの財産というものは、妻の協力によって初めて成り立った財産である。従って、その半額くらいは、相続税を取るときは——妻の協力の結果でできた財産だということになる

と、相続税を免除しても、その場合にはいいはずだ、こういう考え方になると思うのです。それが、逆に今度相当高い税金に引き上げられるということ、これは妻の地位というものを、非常に大蔵省は軽蔑していらつしやるか、区別していらつしやるか、全く今日男女平等と申しますか、そういう觀念から逆行した、きわめて反動的な相続税ということにならざるを得ないと思うのです。どうもこの点に対する考え方が、われわれには了解できないわけですが、やはり大蔵省は、あるいは税制調査会の答申によってお作りになったと思うのですが、大蔵大臣や税制調査会の皆さんは、妻の座というものを抹消する、抹殺するといふ御意見に基いてお作りになった相続税法であるかどうか、はつきりしたお考えをお示し願

いたいと思います。これは大問題だと思ふ。なるほど全面的には一応減税になった、しかし、その中で、妻が自分の力によってたぐわぬ遺産を、妻の名義になるといふときに税金を今までよりもよけい取られるといふことは、どうもおかしな話だ、こう考へるわけですが、御答弁をお願いしたい。

○原(純)政府委員 まことにどうも御意見であると思ふのであります。しかしながら、率直に申しまして、現行法の配偶者控除の度合いが多過ぎるというのには、私どもの改正いたしました一番のものとございます。配偶者控除には、おっしゃるような、妻と一緒に財をなしたという意味がもうろんありますし、そのほか妻は——妻と申しますか、妻が残るだけ假定してもいけないわけですが、配偶者は、大体世代がなくなつた本人と同じ世代である。従つて、相続がいれば横にいくというよりなわけですね。子供に比べ、子供が次になくなる時期は、一世代先である。それは一度入るから、相続税として一段階多くなるというよりなこと、その他配偶者の、何と申しますか、必ずしも老後とはいへないかもしれませんが、余生のめんどうを見ます。いろんな意味があると思ふのであります。それらに非常にはつきりと意味を持たして計算をすることはなかなかできない。ただいまおっしゃつております、ともに財をなしたといふことにつきましても、それは気持ではわかるわけですが、それを非常にかつきりとやるとなると、必ず半分かどうかはなかなかわからぬことでありま。また同様な問題が、実は子供と親との間にもあるわけですが、子供が親の仕事を手伝つて

家業をやつてゐるという場合には、同様な問題があるわけですが、そういうものを、それではどれだけといふことはとてもできないといふので、基礎控除、あるいはその他の関係で、各種の控除をやつておるわけですが、配偶者の場合だけそれをやりま。他とバランスが相当問題になつてくるといふことになります。それから世代から世代へといふのでなくて、同じ世代で横へ行く、一つ閥門がよけいになるといふような問題は、実は御承知だと思ひますが、別途相次相続控除という制度がありまして、相続が十年以内二度ありま。二度目の相続から

は、前の相続税の税額の何割かを引くという制度もあるわけですが、それで、ある程度はカバーされてゐるというふうにも思ふなければならぬ。老後の養ひといふ意味で、めんどうを見ますといふような意味である、総額において何億も取得しているものにも配偶者控除を与えるといふのは、おかしいという問題が出て参ります。それらいろいろ考へまして、私ども、現在配偶者控除によつて受けておる利益をどの程度にするか、いろいろな計算をしました結果、ますます結論は、半分程度のところにしたらいじやないかといふので、税額控除で三分の一としたわけですが、といふことは、現在の制度による利益を税額控除で計算しますと、大体三分の二程度の税額控除になるといふことを申しているわけですが、もちろんこれは場合によつて違ひますが、そういうような感覚でやつた。なお別途実面で見ますと、こういう弊害があるわけですが、現行法の全般的な弊害でありますけれども、配偶者控除

で非常に税額が減るものですから、実際に配偶者が相続するのでないのに、税のために配偶者が相続する、あるいは場合によつて、そういうふうな仮装するといふような場合もあり得るわけでありま。私ども、それが一番いやなんです。ほんとうの取得でなく、税のために、こうなるといふのはいやなんです。その中に、単にいやといふだけでなく、たとへば農家であるとか、あるいは商売をやつていられたとか、御主人がなくなつて、奥さんが五十だ六十だといふような場合に、どう申しても世間のなにかからいって、それはお子さんがあれば、お子さんが相続になるのは当りまえだと私も思ふのです。思つてそり何うと、いやこつちへいきま。こつちへい実情は、やはり実際の相続と違ふ。相続を前提として税負担をきめるべきであるのに、税負担のために相続の形態をきめるといふことに、實際上なつてゐるんじゃないか。多くの場合は、農家はほんとうはそりだといふようなことをいわれ、それじゃ御長男が相続したことにして、その通り御長男の相続として納めて下さいといふことで、農家は割合にそりい場合の税額を、配偶者控除で軽減するといふことができていく。農家一番の例に持ち出して恐縮ですが、ほかにも事業をやつておられる方、そりでない単に資産だけを持つて、資産を単に分けることは自由ないわゆる資産所得家とは、だいいふそういう場合結論が違つて参ります。そりいことがいやなんです。私どもは、各種の控除も大幅に引き上げて、税率

も下の方は軽減する。そのかわり、そりい、相続税の制度がこりであるために、実際の相続が違ふんだが、こりいふにしておくといいようなことは、なるべくくなくしたい。裏にはそりいこともあつて、それを一切考へまして、税額控除として三分の一といふことにいたしましたわけでございます。

○石村委員 どうも納得できないやだいやだとおっしゃるのですが、うそを言わせることになつてはいやだといふこともありませんが、税法といふものは、相手方がうそを言つて、前提で税金をかけたんだじや、たまらなと思ひます。これは正しいものとして、税法は同時に、それに応じて作つておかなければ、インチキをするだろから、税法の方でもインチキをカバーしてやれといふ考へ方で税法をお作りになつては大問題である、こり考へます。

それから妻の場合に、妻の財産といふものを認めないといふ考へ方は、こり全くなつてのほのかのことでありま。大体昔から日本では、夫婦といふものは一心同体といわれてゐる。一心同体である以上、遺産は平均をとるべきなのを、今度うんと高くするといふようなことは、全くもつてのほのかのことでありま。また最近特に親と子との関係等のことを考へますと、妻に相当な財産を与えて、それに税金はあまりとらないといふ方向にむし進んでいく。それが反対に相続税を高くする逆行したやり方は、これでは、橋山節がますます繁昌せざるを得なくなる。どうもこりい考へ方は——原さんのおっしゃるようなことは、ほのかの面でもやり得ることだと思ふ。そのほか

の面の関係から、妻の方の税金を上げるといふことが必然的に生まれてこざるを得ないという結論には、私はならないと思ふ。一定の遺産については、税金を低くしてやうていこうという考へ方は、ある程度は認められると思ひますが、しかし、その場合、妻の分だけは必ず上げてやる。そこで、税金をよけいとして、妻に遺産相続があまり行われないようにする。極端にいへば、妻に遺産は全然やるなという考へ方である。五百万円の場合に、百五十万円妻が相続しても、現行法よりかなり高といふ。二倍以上の相続税になるということは、これが二億三億だといふものなら、それは高くなつてもいいかも知れません。しかし、たかの知れた五百万円のうちの百五十万円を妻がもらつて、その相続税が現行法よりも高い。あるいは一千万円の場合でも、そのうちのわずかに三百万円を妻の財産として確保しても、相続税が現行よりも相当高くなる。これも倍近くなると思ふのですが、そういうやり方は逆行したやり方で、国民はとうてい了解し得ない相続税の改正案だと思ひます。これは、決して妻の場合だけを特に現行と同様、あるいは安くするといふ方法がないわけではないと思ふのです。今度の考へ方によりまして、どうかこの点、いま一度御再考を願つての御答弁をお願いしたい。

○原(純)政府委員 現行法の制度は、御案内の通り、財産価額で二分の一にいたしますから、財産価額で半分になる。その上にこの低い税率がかかつてくるという事で、実際には、先ほど申しましたように、税額は半分になるのぢやなくて、三分の一程度になつて

しまふわけですね。それまでのことが必要であらうかといふことを私どもも考えなければ。それで、それを税額控除に直してどうするかといふことを考へて、ただいまのような三分の一という御提案をいたしておるわけでごさいます。従ひまして、現行法で幾らかかると、それが倍になるといふふうにおつしやられれば、まことにその通りであります。その現行法の負担が、他の子供が百五十万円取得した場合の負担に比べて非常に低い、そこに問題があるといふふうに考へたわけでは、私ども全体としては、三十三年分の課税見込みを現行法で計算しますと、五十四億余りの相続税額になる、それを改正法案によりまして二十七億の税額、つまりちょうど半分になるというふうな大幅な調整軽減をいたさうとしてゐるわけでありまして、従ひまして、決して重くするといふような考へではない、全体としては半分にする、ただその中で、税負担を最も合理的に配分するといふアイデアで控除を考へ、税率を考へ、かつ配偶者控除、未成年者控除等について考へたわけでありまして、決して全体として重くするといふ考へはない。現行法における財産価額控除といふところからくる大きな不均衡と申しますか、そういうようなものを排除して、この制度の本質から考へて、この程度でよからうといふことを判定いたしましたわけでは、おつしやるどころに全然理屈がないといふ意味で申し上げるわけではないけれども、そういうつもりでやつておるといふことを、御了承いただきたいと思ひます。

○石村委員 あとの質問の、大臣が見える時間の予定があるようですから、

この程度で保留しておきたいと思ふのですが、原さんの御説明だと、大体今までの妻の相続税が安過ぎたから、今度は高くしてやうといふお考へのようです。またいろいろ計算してみますと、今度の遺産相続の場合に、子供のある一人に特に集中した場合に、その人の税額が安くなつて、次男、三男、ほかの子供が少しもつたときにも、場合によれば現行法よりも高くなるという例もあるようです。どうも今度の相続税法の根本のねらいは、長子相続、長男相続に集中させるといふ、一定の反動的な方向をもつてこの相続税法が作られておるといふように、結果において現われておると言わざるを得ません。しかし、さつき申しましたように、もう十二時ですから、あとの関係がありますから、一応この程度にとどめておきます。

○足鹿委員長 税の執行に関する調査小委員長より、同小委員会における今日までの調査の経過について中間報告の発言を求められております。この際これを許します。税の執行に関する調査小委員長淺香忠雄君。

○淺香委員 税の執行に関する調査小委員会の調査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

まず、小委員会の設置の目的から申し上げます。戦後の混乱時においては、納税道義が極度に低下した結果、必然的に課税、徴収面においても強力に執行がなされたが、現在では経済も安定し、その間教次の減税措置により、租税の負担も相当軽減されるとともに、納税道義も漸次高揚されて来た

のであります。しかし、現在の課税執行面の状況を見るとき、戦後の混乱時における執行そのものがなお存続しており、これがため行き過ぎと見られる点が多くあり、より民主的にして納税者の納得する税務への改善は、必ずしも十分とはいへない実情にあります。

以上の観点から、昭和三十一年十一月七日の大蔵委員会において、税の執行に関する調査小委員会の設置を決定し、主として税の執行面が真に民主的に行われるために、実情を調査するとともに、改善方式をこの際十分検討することとしたのであります。

次に、調査の経過について申し上げます。小委員会の調査の方向は、税の執行面全般にわたる諸問題について行ふこととしておりましたが、特に当面の問題となつておりますものを重点として取り上げることとし、まず査察制度と協議団等の苦情処理の制度及び当面執行面に起りつつある諸問題を調査検討することとしたのであります。

小委員会は、設置以来数回開会し、参考人などの意見を聴取し、またその間委員会においては東京、名古屋、大阪各国税局に委員を派遣して、実情を調査して参つたのであります。

以上のよう調査、審議を続けて参りました結果、次のように、検討すべき点について一応の意見がまとまりました。

一、査察制度について、

査察制度は、当初昭和二十三年七月五日大蔵省主税局に設置され、後に昭和二十四年六月一日国税庁に現在の調査査察部として設置されたのであります。設置されたときの査察制度の性格

は、収税計画を促進強化するための一翼として、社会的に非難さるべき悪質脱税者を告発して、その刑事責任を追究することでありました。従つて、本制度は、戦後の納税道義の低下していた時代には、第三者通報制度とともに、効果はあつたのであります。が、社会情勢が安定してきた今日、本制度を創設当時の機構、性格をそのまま存続させることは妥当でないという意見が圧倒的であり、うちには、現段階では廃止すべしとの強い意見もありました。なお、実情調査の結果、次の問題点があげられました。

(一)、最近の査察の対象が、結果的に中小企業、特に同族会社に対して行われる傾向が多いこと。

(二)、科学的裏づけ調査よりも、検査的権力の強制調査を重点とする結果、査察の効果よりも、善良な納税者及び第三者に対して必要以上に圧迫するおそれが多分に現われ、査察に対する社会感情は不信に傾いてゐる。

(三)、査察事件の内容が外部に漏れて、査察ブローカーの介在する疑いが多分にあること。

(四)、中小企業の特種性と商慣習を無視されていること。

二、協議団制度について、

本制度は、シャウプ勧告に基づき、侵害された納税者の権利、利益の救済機関として、昭和二十五年七月団令をもつて創設されて現在に至つたのであります。その間処理されてきた審査諸事案は約六万五千件であります。この制度に対する一般納税者のおもな批判は、次のようなものであります。

(一)、協議団は、救済機関というが、主

替銀行との関係を円満にするのには一體どうすればいいかという点も問題も残されておりますから、そういう点も今後十分考慮していかねければならぬ、かように考えております。

○石村委員 そこで、他の為替をやっている銀行との関係ですが、この前の臨時国会でも、為替に限らず、一般の金融について、現在の各銀行が何らかもみな手を出して、設備金融もどんとやり、本来商業銀行として短期金融を専門的にやるべきはずのところ、長期の設備金融をどんとやるというところから、今度の行き過ぎといふことも起つてきておるというのでお尋ねして、大蔵大臣は、やはりその点につきましても、普通の銀行は短期金融の方向へ進むべきであるといふ御意見だつたと思ひます。為替につきましても、昨年の今ごろの事態を考へてみても、あまりに過度の競争をして、むちやをやつたというやうなことから、非常な悪影響が国際貿易にも起つてきておると思ひます。東京銀行のあり方ということが問題でありまして、現在各銀行が為替をやつて、それとして不当な過度の競争をして、国の方針にも反し、国民経済にも反するやうな悪影響を与えておるといふ事実を考へますと、やはり大蔵省としても、この一般銀行が為替業務をやつておることに対して、何らか適切な手を打たなければならぬ段階に立つておるのではないかと思ひます。東京銀行のあり方を問題にするといふことは、同時にその方面についても適切な手を打つといふことが、あわせて考へられなければならぬと思ひますが、そういう点を、どのように考へていらっしゃるのですか。

○一萬田国務大臣 公認の為替銀行、これは非常に数が多いではないかという御質問かと思ひますが、この数がどういふ程度がいいかという点は問題でありまして、私も、今のよう、為替を営む普通銀行が多いのはいとも必ずしも思つておりません。できれば、適当な数に持つていくことがよからうと思つております。しかし、すでにやはり法律に基いて為替業務を許しておりますものを、にわかこれをやめるといふことも、形の上においても、また取引という実態からいつても、いろいろ支障を生ずるおそれもあります。かつまた、今日為替取引自体が変則といひますか、言いかえれば、若干のリスクは為替銀行で漸次負うやうになつておりますが、まだその本来の為替業務が営まれておるとも考へられません。ごく限られた相場の範囲内で、大体為替業務を行なつておる。言いかえれば、リスクは非常に少い、従つて、ここに多くの銀行が為替業務をやろう、こういうことにもなると思ひますのでありまして、こういう為替取引の正常化ということが今後進みまして、それぞれの為替は、それぞれの銀行の危険においてこれを売買する、処理もする、こういうやうな形になれば、多くの銀行がそういう能力を持ち得ないのでありますから、従いまし、そういう際が、適正な銀行数といふことに持つていくのに一番いい場合でなからうか、かように今考へておる次第であります。

○石村委員 私がこころしたことを問題にいたしますのは、何も東京銀行がどう言つたとか何とかいうのではなしに、一昨年の暮れから昨年の今ごろにかけての、貿易金融のあり方に対する反省からきておるわけですか。こういう状態をそのままにしておいては、日本の国際貿易に対していい影響を与えないといふ考へから、いろいろお尋ねしておるわけですが、大蔵大臣も、ほぼ同じやうな御見解のように思ひますから、ただ、いまでも小田原評定をしていないで、早く適切な手を打ちこなすことが必要ではないか、あまりそちらを考へ、こちらを考へるといふことをしておると、結局どうにもならないことになつてしまふ。そういうおそれがありますから、一日も早く円資金の供給、その他過当競争の防止等の点について、適切な手を打たれんことを希望いたします、この問題は打ち切ります。

次にお尋ねしますが、三十三年度の日本の経済状態については、いろいろな見方が行われております。先般横山委員の当委員会での質問に対して、大蔵大臣は、かなり明るいやうなお話をなさり、その後は、少しまた不況の状況が続くやうな御判断も新聞では見ておるわけですが、まず資料的にお尋ねしておきますが、政府の御発表になつておる財政法二十八条による参考書類を見ますと、財政資金と民間収支は、三十三年度は千二百億の散超、こういうことになつておるやうですが、この千二百億は、他の箇所を見ますと、外為関係で約五百四十億ですか、それから食糧特別会計で約四百五十六億、合計九百九十六億といふ数字になります。残りの二百億といふものはこれは何から出てくる勘定であるか、この点をお尋ねいたします。

○一萬田国務大臣 今外為会計が五百四十億といふことを言われましたが、これは、おそらく七百四十億ではないかと思ひます。そのほかは、一般会計が三百五十億くらいだつたと思ひます。それで千九百億ですか、そのほか特別会計で百十億程度、それで千二百億くらい、大体そういうふうにしておられます。なお数字でありますから、事務局に確認をさせます。

○磯田説明員 今手元に資料を持ち合せておりませんので、至急持つて参りまして、お答えいたしたいと思ひます。

○石村委員 千二百億の散超というの、輸出が多くなければ、こういうことにもならないことになると思ひます。そこで、期待の問題だと思ひますから、その点はそのまましておきます。

次にお尋ねしますのは、財政投融資の関係ですが、今度三十三年度の財政が、放漫だとか放漫でないとか、いろいろ批判があると思ひますが、また不況が続くといふ場合に、政府として適切な手を打たなければならぬといふ場合に、まず財政投融資関係に手をつけていくといふことにおそらくなると思ひますが、その場合の原資の關係ですが、国会へ御提出になりました三十三年度の予算の説明によりまして、財政投融資の原資が、全部三十三年度の資金計画の中に使われておる数字になつておるわけですか。それで、ただいま議案になつておる経済基盤強化の關係が約四百三十六億三千万円。これは、政府の説明によりまして、うち二百一十一億を除いたほかのものは、中小企業だとか、あるいは労働協会だとか、何とか使途はきまつておりますが、その使途といふものは、何もこの金をすぐ使つてしまふといふのではなくて、預金部に預けて、その金利をもつてどうするといふやうなことになる。資金全体は、特殊なところに消費されるということにはなつておりません。従つて、いわゆるたな上げといわれる四百三十六億の金は、預金部の原資の中には含まれていないものかどうか。御説明からすると、含まれていない、これは別個のものだ、こう言わざるを得ないのじやないかと思ひますが、予算の説明に出ておる財政投融資の原資と、その運用との数字的な關係を御説明願ひたいと思ひます。

○磯田説明員 ただいま御質問の趣旨は、経済基盤強化資金の四百三十六億が、来年度の財政投融資の原資に見込んであるのかどうかという御質問だと拝聴したのでございます。御承知のやうに四百三十六億は、三十一年度におきます異常な経済の膨張に基づきます特殊の原因に基づく剰余金でございます。従いまし、これをたな上げするといふことで、今回経済基盤強化のための資金に關する法律案を提出するやうにいたしました次第でございます。従いまし、来年度の財政投融資の原資の中には、この四百三十六億は見込んでないでございます。

○石村委員 そうしますと、来年度の預金部の金のいわば余裕金と申しますか、運用の定まつていない、従つて、運用する場合にはきわめて短期に運用するところの原資は、大体幾らありますか。

○一萬田国務大臣 詳しいことは、あとで事務局からお答えいたしますが、私の考へでは、約四百億から五百億のゆとりが今残つております。

○石村委員 事務当局、今のお話で間違ひありませんか。

○磯田説明員 大体間違ひありません。

○石村委員 そうすると、余剰金というのは、たな上げの四百三十六億プラス・アルファはほんのわずかなものだ、こう理解してよろしいわけですね。

○一萬田國務大臣 アルファを約五百億とお考えただけでございませう。

○石村委員 四百三十六億プラス五百億ですか。

○一萬田國務大臣 私の承知しておる限りでは、四百三十六億の資金を別にいたしまして、今ゆとりが四百何十億あるつもりであります。

○石村委員 一つの時代でも、預金部にある程度のゆとりがあつて、短期的な運用が行われておると思うのですが、そういったと、三十三年度は合せて約八、九百億の余剰金がある、こういうことになるわけですが、ところで今度大蔵大臣は、もう日本の経済の情勢も相当進んだので、きめのこまかい手を打たなければならぬ時期であるという趣旨の御答弁を、昨日です、参議院でなさつていらつしやると思ひますが、政府としてきめのこまかい手を打つという事になりますと、打つ時期の問題ですが、まず考えられることは、この預金部にある余剰金、経済基盤の分の四百三十六億プラス約四百億、この金を適当に放出して、金融を緩和するという手を考えていらつしやる、こう理解していいわけですか。

○一萬田國務大臣 金融を緩和するという意味は持つておりませんが、財政

資金を、たとえば金融債等に運用をいたしまして、この金融債を通じて民間に長期の資金を出す。そして、現在日本銀行の資金で長期に回つておる分があり、それを日本銀行に返す。この性質に依つて区分といひますか、それの分野で働いてもらひ、私はこういう考えでしておるわけでありませう。

○石村委員 金融債を引き受けるという事ですが、そうすると、現在政府としては、来年度の予算をお作りになる場合には、財政投融資計画をお立てになったのではないかとおもうのですが、この予算をお作りになったときの計画である金融債の発行高、それとは別個に、今後新しく興銀だの、あるいは長期信用銀行等に金融債を発行させて、そしてそれをこの預金部の余剰金で引き受ける、こういうことなんですか。

○一萬田國務大臣 今私が若干考へておりますことは、これはやはり短期の運用で、金融債と申しましておきまして、市場の消化をはかつていつて、長期資金を調達していつて、こういうことではあります。

○石村委員 割引債であらうが何であらうが、当初予算をお作りになったときの計画の割引債等の数字が、おそろしく大蔵省にはあつたのではないかとおもうのです。一応予定の金融計画と申します、その数字があつたはずであると思ふのであります。その一応のワ

ク以外に、さらにそのワクを拡大して

金融債を発行させる、そしてそれを預金部のこの資金で消化する、こういうことになるわけでありませうか、その点をお伺いするわけでありませう。

○一萬田國務大臣 新しい財政投融資をするというわけでもないと思ひます。三十三年度にはこういうふうな計画を進めまして、その他はそのときにおきまして、やはりこの資金部資金で市場の資金量の調整はする。一面において、たとえば中小企業金融という事になれば、市中にある金融債を買い上げて、そして中小企業向けの資金を豊富にするとか、あるいはまた場合によつては、その買い上げた金融債を市場に売り出して、市場の金を吸ひ上げる、こういう操作をする。これは、私には向うきつかなと考へております。むしろこれは、資金運用委員会の御承認は得るわけでありませう。

○石村委員 私がお尋ねするのは、いつものように預金部が余剰金があつて、それを短期的に、単にその場その場で運用するという意味でお尋ねしておるわけではなくて、三十三年度の日本の経済の前途、現在は非常に不況に陥つておるわけですが、大蔵大臣もこれに對して、もうそろそろ適當な、きめのこまかい手を打たなければならぬ、こういうふうなことを参議院でおつしやつたように新聞で見たわけですが、そうすると、新しく何らかの積極的な措置といふものが考えられる、こういういふ考えはないかと思ふのです。最初予算をお作りになったときの全般的な国の資金計画以外に、きめのこまかい手として新しくお打ちになる

方法といふものを考へてこられなければならぬ。従つて、当初金融債を何百億と見られたか知りませんが、それをさらにワクを拡大して出していくといふことか。それとも、当初の計画通りの金融債のワクの範囲内で、ただ民間が消化する予定であつたのを、預金部の金で消化するのだ、そして民間を棄にするという意味にとどまるのか。積極的に金融債を当初計画よりもよく発行させて、そして資金を供給するといふ意味であるかどうか、その点をお伺いするわけでございます。

○一萬田國務大臣 今きめのこまかいことは、今後考へていくつもりをいたしておりますが、これは、結局金融を正常化していくといふことと、経済の実態に即応するような金融政策をとる、こういうことになるのであります。その点については、この会計年度中に約二百八十億ばかり——三十二年度の財政投融資中から緊急総合施策に基いて六百億と思ひますが、繰り延べております。そのうち二百八十一億は、この会計年度中に戻すといふことにいたしております。それが電力その他に、当初の計画のうちではありますが、繰り延べたうちの二百八十億前後のものが年度中に出ていく、こういうことに相なると思ひます。これは、もう一つ、ある意味において当初一五、約六百億の繰り延べをしたんだが、その後の情勢において、そういう程度に元に戻してもいいという意味において、やはりこれは金融をこまかく見ておるといふことに相なるかと思ふのであります。その他の点については、私の考へておるのは、資金部資金はごく金融市場の一次的な調整に、市場から

あるときは金融債を買い、あるときは金融債を売るとか、こういうふうなことは私はやつていい、かように考へておるわけでありませう。

○石村委員 そういたしますと、たまたま約六百億繰り延べて、二百何十億繰り延べた分は、すでにこの会計年度中にまた復活させたといふことですが、残りの約四百億前後の金というのは、さつきのうちに、預金部の余剰金が幾らあるというときには、もちろんこれは、余剰金の中に現在入つておると理解していいわけですね。

○石田政府委員 ちょっと話がこんがらがつておるかと思ふのでありますが、御承知の通りに、民間の資金計画を、三十二年度中におきまして繰り延べをするといふふうなことをいたしましたが、それに対して、財政投融資の面その他で、今いったような数字がいろいろ問題になつておるわけでありませう。これは、大体一番初めの趣旨といふのは、事業それ自体を繰り延べようといふことが趣旨でありまして、事業はやりっぱなしで、そして金だけ延ばすといふ意図では必ずしもなかつたと思ふのであります。従ひまして、事業がある程度進んでおる部分、そういうものを繰り延べようといふ問題が起つておるわけでありまして、必ずしもその残りの分を全部見なければならぬとは事業が進んでおる、こういうふうに見るべきではないと思ひます。その点が、多少今のお話の中で、要するにあとの金は必ず出すのかといふふうな事合になりますと、少し感じが違ふのではないかとおもうに思つてお

ります。

○石村委員 私は、結局三十三年度に

政府が経済界の模様に応じて何らかの手を打つというときの資金的な源泉が幾らあるかというのを明らかにしたいと思つてお尋ねしたわけなのです。従つて、今までのお話を聞いてみますと、結論としていへば、まず当初から予定されておる千二百億という散超の部分と、それから預金部運用資金の約四百三十六億プラス四、五百億のもの、合計約二千億、新しくいへば約千億というものが、今後政府として打つべき手のうちのこれは宝と申しますか、材料と申しますか、そういうものは約千億程度がある、こう理解していいかということが、突き詰めた質問の要旨なのです。

○磯田説明員 先ほど大臣からお答えがありましたように、財政上の持ち起し原資として、三十二年から三十三年度に持ち越し得る財政資金は約四百億内外ということになっております。これに、先ほどお話のありました四百三十六億の分が、財政投融資の原資になるのではないかと、お話でございしますが、この四百三十六億の分につきましては、これは、御承知のようにたな上げをするという形になっておりますので、この四百三十六億分を来年度の財政投融資の原資に見ることは、適當ではないのではないかと、問題があるのでございします。それから先ほど話した三十二年度から三十三年度に繰り越され、約四百億の財政投融資の原資の分につきましては、これは電力借款、道路借款等の外資の導入の引き当て等の関係もありまして、これまた長期の原資に見込むということは、困難ではないかと思つてございします。

○石村委員 どうも話が、われわれの

よりなしろうとはよくわからぬのですが、四百三十六億の経済基盤強化関係の金というものは、長期投資に使われるわけではないが、少くとも二百一億の予算上の決定がない以上、長期投資には使われないが、預金部に預けられて、預金部は余裕金として、それを年度を越して運用はできないので、しょうが、年度内の運用は可能である、こう理解しなければならぬのじゃないか、こういうことをまず問題にしているわけなんです。金利をつけるといふのですから、預金部は、何もその金を寝せても金利を払えないわけではないかもしませんが、少くともその四百三十六億は、年度間の運用として利用することは、可能ではないか。それと財政余剰金の四百億を合せたものが、三十三年度において政府として経済の実情に応じて何らかの手を打たなければならぬという事態が発生したときに、さしあたりすぐ使える金ではないかということをお尋ねしたわけなのです。

○磯田説明員 ただいまのお話の四百三十六億の分につきましては、経済基盤強化に関する法律の趣旨によりまして、昭和三十一年度における剰余金の分のうち、四百三十六億の部分をたな上げしようという趣旨でございします。これを運用する際に、今の石村委員のお話では、これを短期に運用できるのじゃないかというお話のように拝聴したのでございしますが、この点につきましては、本来のたな上げの趣旨にかんがみまして、市中の金融債にこれを運用することは、現在の段階では考えていないのでございします。これは、現在の

の段階におきましては、経済に過度の刺激を与えないというのを根本的な法案のねらいとした趣旨によりまして、日本銀行の手持ちの短期国債にこれを運用しようと考えておるのでございします。それによりまして、四百三十六億分の運用においては、市中に資金として流れないと考えておるのでございします。

○石村委員 そうしますと、現在そう考えていないということですか。大蔵大臣は、もう適当な時期には、何かきめのこまかな手を打たなければならぬとおっしゃっている。日本銀行がどんな金を貸し出すことは、きめがこまかいこまかしくないか知らないが、とにかく打つ手だと思ふけれども、それは日本銀行がやることです。政府自身がやるのは、自分の金を出していく以外に手はないと思ふ。大蔵大臣がきめのこまかい手を打つというときに、そうした手持ちの金をいわば開放してお出しになる御意向であるか、きめのこまかい手というのは、そのことを考えていらつしやるのであるか、これは、大蔵大臣のお考えをお聞きするわけでありします。

○一萬田國務大臣 きめのこまかいという言葉は、具体的には非常に多岐にわたるのでありまして、たとえて言いますれば、私は何も政府の持つておる若干の金を出してやるからといって、それがきめがこまかいというよりなことは言つておりません。若干の政府財政資金の余裕で、市場の調整をするといふこともいいでしょう、そういうことも一つの方法でありますけれども、私は、もう少し基本的なもので民間資金を特に考えております。たとえば、

今後においてもこういう経済情勢がずっと続けば、今でも若干そういうきざしを持つておりますが、同じ金融機関でも、地方銀行は金があるというよりな情勢になり、大銀行の方は依然として詰まる、こういう場合には、地方銀行は變な方に金を回しはせぬかという心配があるから、この金をオペレーションをやつてすぐに吸ひ上げる。たとえば、資金部を持つている金融債その他のものを売り出して吸ひ上げるといふような行き方は、私はいいわゆる引き締め一方に徹する場合のやり方で、必ずしも妥当ではないと思ふ。それで、地方銀行の金があるというよりなことになつてくればむしろそれを社債市場に導入するようにならうか、そこで会社等が安定した長期資金が調達できるうちに、それを会社は取引銀行に――これは大銀行になります、大銀行に返し、大銀行は日本銀行に返し、日本銀行の金が長期に使われておるような分がだんだんと少なくなつていき、本来の日本銀行の金としての働きに返つていくような行き方を、これは一つの考え方でございます。

「委員長退席、平岡委員長代理着席」
そういうよりな形を考慮に入れて、そういう場合、大きな金でなくとも、若干いざない水的に作用することができれば、ごく短期的には資金部資金の運用として考えてもいい、こういう一連のことを考えておるわけでございます。それからまた、従来は、何として投資意欲を抑えることが眼目でありましたから、少し無理があつても資金を押えて、投資意欲を減却させることにした。ですから、会社なんか苦しく

でも、事実資金が足らぬでも、まあまあといつて押えておるが、生産調整ができて、需給状況が大体平常化し、操短もよほどやつて、それを額を落してやつていく、そういう状態になつて、資金の不足が生ずれば、そのときにおいては、その資金をある程度見て円滑にやる方が、むしろ中小企業等にしろがよくなる。今、大企業に對する資金を特に押えると、大企業は何とかして仕事を、なかなか生産調整をすることはいいやがりますから、結局中小企業等にしろ寄せがくる。政府としては、中小企業金融は大事だが、中小企業金融として金を出して見ても、果してその金がほんとうに苦しんでおるところに適正にいくかどうか、これもわかりません。ですから、そういうある一定の時期にすれば、大企業がほんとうの資金不足ということになれば、しかもそれが、生産を増大するとか、設備を拡大するとかいふことではないという見通しが十分つけば、むしろそこに資金を流して、関連産業とか下請工場とかいふものに從來滞つておる借金を返してあげる方が、中小企業金融としてもむしろ私は適正ではないか、そういう点をやれば、だんだんきめがこまかくなると考えておるわけでありします。

○石村委員 大蔵大臣の御答弁は、主として金融政策を考えておるといふことになるのですが、なるほど地方銀行は、今相当金を持つておるのです。そこで、これを社債なんかに戻すというお話ですが、現在政府の持つておる社債金利の抑制策、あるいはまた一方、コールが最高も最低も同じように日歩三銭、これは協定金利が何か知りま

きりに金が幾らあるかということを開いたのです。ただいまの大蔵大臣の説明によりますと、金融を緩和するとか何とか世間で騒いでおりますが、しかし、なかなかさういう具体的な手はない。ただたよるところは、正統的な方法であるが、輸出の伸張よりほかにはないという結論になるように思うわけです。政府の今のこまかい手というのは、どうもこまが過ぎて、どれだけの効果があるかわからない手しか考えていられないように思うのですが、何かもっと積極的な手を、大蔵大臣は考えていらつしやるのじゃないかという気がするわけなんです。ただいまのよう

なお詔なら、何もあらためて言うほどのこともない。輸出が伸張して、金融が緩和するということは、わかり切ったことなんです。何か政府が打つ手というもので、もっと端的にわかりいい、効果のあるような方法というものの

を、大蔵大臣は考えていらつしやるかどうか、御説明願いたいと思います。

○一萬田国務大臣 私は、そんなに効果のある、しかもわかりやすい手はないと思います。やはりこの際は正政法法でいくのが、日本経済のためが一番いいと思います。

い、かように考えております。

○石村委員　そういたしますと、輸出の伸張というのも、そり大した金額にはなりません。従つて、金蔵が三十三年度にあまり緩和するとも考えられないかな。先ほど大蔵大臣は、中小企業金の

先には大蔵大臣は中小企業の金融を緩和するために、大企業の金融を緩和するよりほかには手がないというような御説明であったわけですが、私も、実態はその通りだと思います。しかし、それでは中小企業はどうにも

りになりましたように、大企業の金融がゆるむことによって、自然中小企業の金融がゆるんでくるといふ自然の道程を踏まなければならぬと思ひます。政府の中小企業専門の金融機関としての中小企業金融公庫とか、国民金融公庫というのに対して、政府に余裕の金があれば、もっとこの金を増すといふことを積極的に行ふことによつて、中小企業の金融の緩和といふことをさらにやりになる御意思があるかどうか。現在一応の計画はお話しになりませんか。とにかくあるのです。そろそろきめのこまかい手を打たなければならぬ、こつこつとやっています。この予算をお作りになつたときには、この程度の金です。さらに中小企業の金融を直接緩和するため、政府の中小企業専門の金融機関に対する財政投融資を近いうちによやすといふような御意思もあるかどうか、この点をお尋ねいたします。

○一萬田國務大臣 中小企業の金融について非常な力をいたしておることは、これは、政府の変わらぬ方針としてやつておるのであります。特に三十三年度では、商工組合中央金庫その他国民金融公庫、中小企業金融公庫を含めて、私の今の記憶では、昨年度に比べて四百億以上は貸し出しは増加し得るようになっておると考えております。なおまた中小企業については、私が今配慮いたしておるのは、この緊急対策を施行したときに、中小企業のために金融債を買上げたものがある、その残りが、まだ二百億あります。一部には、これを今地方銀行も若干の資金的な余裕もあるから、これを充て、資金部に

二百億の資金を吸収したらどうかといふような考えもないことはないが、私もまだまだそこまではいってない。私先ほど失礼いたしました、日本銀行の貸し出しが六千億にならぬだろうと申し上げておりましたが、昨日は六千億をこえておりました。これは、私もはなはだ不勉強でしたから、訂正いたしておきます。日本銀行が六千億といふのは、これは月央ですから、会計年度末にはなりますが、やはり多い方です。資金の需要も多いと見なければなりません。そういうことも控えております。これは、結局地方銀行等の資金をなるべく豊富にして仕度の方に、特に今私は、地方銀行の資金が余つておるときに地方銀行に要請しておることは、地方銀行の預金は、地方の産業から、あるいは地方における所得から起つておる、振りがきつて、あるいはいろいろな勘定もあるが、地方における所得はやはり地方の産業、何かの形における産業からきておる。そうしてみると、その預金はやはりもとになる地方に還元する、このために役立てるの、だれが考えても至当じゃないかといふ意味合いでもって、地方銀行になるべくその地方のめんどろを見るようにといふことを強く要請をしていく。前からもそうでありまして、なかなか思うようにいかなかったのです。特に私は、今日そういう要請を強くいたしておるわけでございます。こゝろよりいふようにして、できるだけ中小企業金融については、皆様の御意見もありますし、御注意に促しまして、最善を尽していきたい、かように考えております。

○石村委員 他の方の御質問もあることと思ひますから、大体やめたいと思ひますが、そういたしますと、大蔵大臣のお考えは、予算をお作りになる、あるいは昨年の十二月ころは大へんきびしいことを考えていらつしやうたのですが、最近では、あまり状態が悪くなつたからといふのかどうかかわかりませんが、適当な緩和策も考えなければならぬといふような趣旨の御発言もあるようです。しかし、具体的にはさつぱり、ただいまのお話では何もないう、わからないといふことになつたと思ひます。そこで、念を押しておきたいのですが、よく新聞には、大蔵省が例の昨年の中小企業金融緩和のため、先ほどおっしゃいました公債を買上げて、それを今度は売り戻しをするといふことが、大蔵省の意向としてしばしば出ておるのです。ただいまの大蔵大臣のお話を聞きますと、そういう御意図は現在のところはない、やはり地方銀行はその金をもつて、自分の資金をもつて地方産業に貸し出しをし、もし余裕があれば仕度市場に金を持つていけ、大蔵省の一たん買ひ上げた国債売り戻しといふことはやらない方針である、こゝろ確認してよろしうございませうか。

○一萬田國務大臣 私は、今それを差しとめるわけではありませんが、やる考えを持つておりません。

○石野委員 関連して。ただいま大臣は、金融を緩和させるということと、またそれに関連する問題として、中央に集まつてゐる金をなるべく地方産業へばらまいて利用させるように指導をしておるのだ、こゝろ言ひましたが、実際に、どういふような指導の仕方をしておるのか、この際聞かしていただきたい。

○一萬田國務大臣 これは、コールに關係しますが、地方の銀行は、そういうことが必ずしもあるといふことじやありませんが、傾向的にそういうことがあり得るのじやないかと思ひます。それは、地方銀行もだんだん規模を大きくしてきました。今地方銀行の預金は、平均どのくらいですか、おそらく三百億か四百億くらいが標準型じやないかと思ひますが、そういうふうにだいたい伸びました。そうしますと、支店あたりも、なるべく東京、大阪、いろいろなところに出したいといふ傾向も持つておる。そこで預金が集まる気づかいはないので、東京あたり資金を送つてくるといふような傾向をとる。特にコールが三銭もしてありますと、もう何にもしなくても、三銭までの金利をとる、しかもその相手は大銀行で、きつめて安全だといふようなこともありますので、それは適當でないから、まず日本銀行の支店長あたりが十分指導をなさつて、そして地方の銀行は、先ほど申したように、その預金の根拠が地元にあるんだから、地元産業の培養、あるいは育成にまず使われて、そして余裕があれば、それは中央に持つてくる、そういう営業方針といふものが地方銀行の存在する理由でもあるのじやないだろうか、私はこゝろよりいふように言つて、そういう指導方針をとつております。

○石野委員 その場合、大臣はそういうお考えになつておつても、コールが相当に高い場合には、そういうことを希望しても、事実上は地方で集めたものが、中央へ集まるのはいたし方ない

ことです。これには、何とか手を打たないとだめだ。しかも大臣は、コールが非常に高いから、二銭八厘までは損得なしでやれるはずなんだから、そこまで下げるよといふことを希望する旨の御答弁をなさいました。しかし、ただ希望だけしておつたつて、実勢としては、そういうことはなかなか希望のようには動いてくれない。これには、何か政府として手を打つてくれないと、地方に集まつておる金を地方で使えと幾ら口で言つても、使われないじやないか。その点について、大臣はどういふふうに考えておりますか。

○一萬田國務大臣 今までは、特に何としても投資意欲を抑える、それには金融政策をやつておりますから、やはり金融を締めるといふ方針でいかざるを得ません。そういう場合に、やはり金利を下げるといふ方法は、何だかゆるくなつたのじやないか、きびしい態度が幾らかゆるんだんじやないかといふ印象を手えがちです。従ひまして、ある程度不自然ではあるが、今は目をつぶつてやるというところであつて、ありますが、今の程度まで日本の経済がきまつて、先ほどのきめのこまかいといふのは、コール・レートなんか、こゝろまで下げるよといふ具体的な手を打てばいいじやないかといふ意味であります。コール・ローンのレートにつきましては、日本銀行でほんとうに考えねばならぬ、日本銀行の金利とコールのレートといふものは不可分でありまして、これを分けておくと手はない、私は思つて、日本銀行も、必ず実現するよといふ具体策を今練つておるよといふ、私は承知いたしております。

○石村委員 最後に、その点で一つお尋ねしておきますが、コール・レートが三銭だということは、やっぱり一方で、高率適用で二銭八厘ということがあるから三銭にもなるわけですか。この高率適用を緩和するというのも、コール・レートを下げる一つの方法だと思ふのです。緩和がいか悪いかは別ですが、コール・レートを下げたというならば、高率適用を緩和するといふ具体的な措置に出なければ、なかなかお説教では下らないと思ふ。この点に対する大蔵大臣の御見解に、いかがでございますか。

○一萬田國務大臣 これは、金利政策一般と関連してきます。日本銀行の第二次高率適用というものは、むしろコール・レートとも関係があります。が、コール・レートが高いから安いからというところで、これを上下するといふわけにもいきません。これは、日本銀行としては、その金利政策の最も高い方針に属すると私は考えております。それで、私は今これについてかれこれ批判はしません。日本銀行も、この点について十分考慮を加えておるだらうと考えております。

○石村委員 そうすると、これはもちろん日本銀行がきめることです。政策委員がきめることであつて、大蔵大臣の御決定になることではないが、政策委員には大蔵省の代表も出て、大いにその主張をなさると思ふのです。従つて大蔵大臣は、そういう主張をあなたの代理として出ておる者にさせたいという希望を持っていらつしやるわけですか。

○一萬田國務大臣 今お話しのように、これは政策委員会で考えることに

で、大蔵省からも代表として行つておりますから、諸般の相談、あるいは意見も開陳しておると思ひますが、それ以上のことについて私がここで申すことは、私の立場からして無用な誤解ではありませぬけれども、いろいろな意見も生じやうございます、ごらんべん願ひします。

○石野委員 いろいろな誤解を生じやうすいから言ひにくいところであらうと思ひますが、ただ金融緩和の問題は、国内的にも、また先ほど大臣が盛んに言われる国際貿易第一主義の観点からしても、大事なことなんで、金融緩和の問題は、先ほど言われたように、コールの問題と日銀の公定歩合との関係が不可分のものとなつてゐるわけですか。こういう事態の中で、私はここで一つお聞きしておきたいのですが、金融界の自然の趨勢のままでいけば、近い時期に金融の緩和を生むような事態が、コールの中でも、あるいは日銀の公定歩合の中でも出てくるというようにお考えになつておられるか。そういう自然の姿のままではないか。金融緩和の道が出てこないから、ここで一つ政策的にあなたが指導しなければならぬか、この点が非常に大事な問題なんですか。私どもの考え方では、大蔵当局が相当程度指導性を積極的に出さなければ、今日の金融事情を緩和することはできないだらうと思ひますけれども、その点について、大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○一萬田國務大臣 これは、日本経済の今日の状態をどういふに把握、認識するかという点にあると思ひます。また生産調整の過程にあるとい

しますれば、金融緩和というよりなことは、そう考えられませぬ。一般の考え方としても、生産調整が、政策的に考慮しておるものよりも実際は若干ずれて、おくれつたものというよりな事態だと考えられます。これは、何として生産の調節というものは、生産業者にとつてはある意味において最も苦しいことであります。健康な人の食事を制限するよりなもので、非常に苦しい、あらゆる抵抗を受けるというものが、大体従来のあり方でありました。そういうよりなことで、自然これは政策よりもずれます。そういうよりなとき、今金融の緩和というよりな雰囲気が出ることは、生産調整の意欲を鈍らせる。こゝまできた以上は、生産調整はきつんとやつて、そして供給状態の均衡を得させるようにして、経済全体をバランスさせ、そして、その価格状況のもとにおいて輸出の振興をはかして、輸出の振興に応じて、また日本経済が物価騰貴というよりなものを起さずして生産力を續いて拡大していく、こういうふうにお考えをしております。それだから、輸出超過になれば余裕が出てくる。そういう生産調整が十分にできてくると、ある程度滞貨が分消が確保される。そういうことに

なつてくると、単に滞貨であるが、需給のずれというふうにも見られるのであります。従つて、そういう場合の金融の道は、おのずからついてくる、従来とは違つた形でついてくる。そういうよりな例はもう前からあつた。たとえば繊維なんかそれで、御承知のように、生産の関係は少し調節ができてないで、だれもかれもが繊維の生産をし

て増産になつていく。一方貿易も、必ずしも伸ばさなくともやはり過剰が出てくる、オーバー・プロダクションでストックができる。そして、金融をつければつけるほど、また生産が繰り返されていき、またストックがふえてくる、金融では解決しない、こういう場合は絶対にいけないのであります。そこで、生産調節をやつていく、それで、生産の基本的な関係では供給がほぼ確立する。そして、ここにストックがあつても、これはまたある一定の期限がたてば売ればけていき、消費が可能ななつてくれば、そこで私は、必要な金融のめんどろを見ることも可能になつてくると思ひます。そういうふうな時期がいつであるかというところ、金融のかじのとり方が違つてくる。それから自然の形では、輸出超過という形で金融がゆるんでくる、かようなことになつてくると思ひます。しかし、今はその時期ではないといふふうに私は考えております。

○石野委員 私の質問に対して、大臣はぐるぐるの回りをして、はつきりした答弁をしてもらえないのだが、今大臣は、今の時期では生産調整が非常に大事である、その生産調整ができることによつて輸出も伸び、そして、そこから金融の緩和の道も出てくるだらうと言われたが、その生産調整の問題に對する金融の面からの処置をどういふふうになさるかということ、私は聞いておるわけでありませぬ。今ここで一番大事なことは、オーバー・プロダクションになつておつて滞貨が多く、しかも、その面からいろいろな弊害が出ておるわけでありませぬ、そういう時期に、生産調整をするために、金融の面

からあなたがどういふ処置をとるかという点であります。この点をはっきりお答えいただきたいのです。

○一萬田國務大臣 それは、先ほど答えたつもりであります。自然の形では輸出超過になるが、生産調整ができて上つて、そして、その生産の基礎において需給の調整がとれ、その生産関係からいって、もうオーバー・プロダクションにはならない、しかし、滞貨の方は、従来の分が若干あるだらう、こういうよりな関係ならば、従来のように、生産過剰だから仕方がないじゃないかというよりな態度で、むげに金融を見ずにおくというわけにはいかなう、そうならば、やはり金融を見るこゝでできるだらう、こういうよりな考

えであります。

○石野委員 そうすると、今あなたのお話しすることは、政府としては、滞貨が今非常に多いが、滞貨は滞貨として別に考えて、生産の調整の問題だけを考へる、こういう意味なんですか。

○一萬田國務大臣 第一に生産の調整がとれますと、従来の在庫についておるわけではありませぬので、できるだけ売りさばいてくれるだらうと思ひます。輸出もできるでせう。ただ輸出について、これはまあストックだから競争して安く売つてしまへ、こういうよりな行き方も、ある程度は輸出の振興のためにやむを得ないでせうが、やはりそういうことは、日本のマインナスになつてくる。そうならば、向うでも買い控へをした方がよいということになり、結局競争で売るといふ場合には、最小限度の金融という

ものを考え、そんなむちゃな投げ売り
をしないでもよいようなことを考える
のが、国のためになるだろうという見
地に立つておられます。

○石野委員 それでは、ちよつと確認
しておきますが、滞貨金融というもの
を、ある点では投げ売りさせないよう
に考えなくちゃならぬということを言
われたわけですね。

○一萬田国務大臣 滞貨金融というの
は、言葉はどろいでもなるのですけれ
ども、やはりそういう言葉は非常に誤
解を招く、私は、そういう場合は滞貨
と見ないのです。需給のズレと見てお
る。それははけるということが前提に
なる。たまたま滞貨というのではな
く、はけることが前提になつてお
るから、需給の調整ですね。先にいっ
たらはけてしまふ見通しがついてお
る。そういう意味です。

○石野委員 品物を作るときは、みな
はけるということを前提に作ってお
るのですよ。しかし、はけることを前提
に作っておるけれども、ある一定の時
期にそれがはけないから、それで、ま
たそのズレがあまりにも激しいから、
経済界にいろいろな影響が及んでくる
わけです。現在それで苦しんでおるわ
けじゃないですか。だから、その問題
に対して、あなたは金融政策的にどう
いうふうに対応なさるのかということ
を私は聞いておるのです。

○一萬田国務大臣 それで、私が言う
のは、生産の調整をまずやれというこ
とです。生産の調整の基盤ができれば、
それから先は新しいストックはでき
きない、そこを言うておるのです。
○石野委員 大臣は、そこで生産の調
整をやれと言う。生産の調整というこ

とに対しても、今金融の問題があるか
ら、その問題について、金融的にはど
ういうふうに対応されるかということ
を、私は聞いておるのです。その点、
はつきりあなたの所見を聞きたいので
す。

○一萬田国務大臣 具体的にどうい
うことですか、生産の調整のために今金
融が要するというその金融は。

○石野委員 生産調整をするために必
要な金融的措置ということ、私は聞
いておるのですよ。あなたは、それは
どういふことなんだと言うが、実際問
題として、今生産する人は、滞貨をた
くさん持っている。生産調整をしろと
言つたつて、この滞貨の問題とかね
合ひで、生産の問題がくるんじゃない
ですか。この問題を分離して、メー
カーは生産ができますか。当然この滞
貨の問題と関連しながら生産調整とい
うものを考えなければ、メーカーとし
ては、これを調整することはできない
という現実には追いつかれないと思
うのです。だから、あなたが言われる
ように、生産調整だけでは別個にして、
滞貨の問題は別だという考え方は、
とても成り立たないのですよ。私の言
うのは、この滞貨の問題と生産調整の
問題は、一体の問題として考えなけ
ればならぬ。そうすると、当然ここ
にメーカーについての金融の問題が出
てくるわけですね。それに対して、あ
なたはどういふふうな指導をされるか
というのを、私は聞いておるのです。

○一萬田国務大臣 それは、私も記憶
しておるわけではない、滞貨の状況を
見なくちゃならぬが、しかし滞貨があ
るから生産を制限しよう、生産を調節
しよう、こういうことになるのです。

滞貨がなくて、まあ需給がとれておれ
ば、生産調節は要らないのです。滞貨
があるから生産調節をまず確立する
というところが、金融の一番先決の条件に
なるというのを申しておるのです。

○石野委員 そうすると、あなたは、
生産の問題と金融の問題は別個にお考
えになつておる側からすれば、自分
には、生産をする側からすれば、自分
は調整はしたいけれども、その調整を
するにつては、いろいろな経営上の問
題が出てくる。経営上の問題で一番大
きな問題は、金融の問題ですよ。その
金融の問題でデッド・ロックに乗り上
げるからこそ、あるところでは、非常
に過剰生産を次から次へとやつていく
わけだ。すぐそこには労働問題も出て
くる。雇用問題も出てくるわけだす
よ。そういう問題を、経営としてはど
ういふふうな解決するかというとき
に、すぐ問題になるのは、金融じゃな
いのですか。そういう問題に対する金融
的な措置をどういふ工合にするのかと
いうことを聞いておるのです。これ
は、ただ労働問題とか雇用問題だけ
にしていくために、操短をやつて、もう
仕事をストップするという形になれ
ば、一番自然の形で滞貨ははけるんだ
からという。そこまで持つていつた
ら、経営をつぶすことになつてしま
うでしょう。そういうことはできないか
かというのを聞いておるのです。

○一萬田国務大臣 率直に申します
と、滞貨がでるものと生産調整をする
むろん金融というものは、商売をして
おる間は、しよつちやう動いておるの
です。これは、金融問題がないことは

決してない。あるんだが、今申すの
は、生産調整と滞貨ということ自体
に、特別に何らかの金融ということに
問題があるんだらうと思ふのです。そ
こで私が言うのは、滞貨があると生産
調節をする。そうすると、新しい生産
調節はまあ妨げるといふ状態がここ
に出てくる。そうなるにつては、いろいろ
うことをするにつては、いろいろと
金の入り用が出てくるだらうが、その
金融はつづ、また現実に私はついてい
ると思ふ。それは、会社がそういう状
況になると、その会社と取引銀行とい
うものは、もう話し合ひで、必ず金融
はついてくる。その後において、業者
ですから、むちゃにストックを作ると
いう、そういう乱暴はしませんから、
自然生産調整をせざるを得ない状況に
追い込まれてきているから、金融機関
も個々のケースで、滞貨々々といつ
て、滞貨に特別金融措置をするかのよ
うにしないで満足されぬようだが、
そういうことでなくて、その状態に
くれば、個々のケースとして、会社と金
融機関との間に金融がついてくる、そ
うして破綻が起きずに済むというの
が、現状であると思ふ。

○石野委員 滞貨が非常にあるとき
に、生産調節をするようなときには、
銀行とそのメーカーとの間に話し合
ひがついて、当然金融が順調にいつて
いるのだ、あなたはそうおっしゃる。し
か、それは日本の産業の中における
すべてじゃないですか。そういう銀行
との話し合ひがついておるのは、大企
業なんです。中小企業については、
そういう調整がつかないのは見放すの
ですよ。そういう問題にこそ、ここで
考えなくちゃならぬ問題が出てくるわ

けだ。われわれの今一番大事な点は、
去年からずっとやられた引き締め政策
によって生じたところの犠牲を受けた
産業、そういうものに對してどうい
うふうに処置するかという問題が、当然
出てきていると思ふのです。だからこ
そ、先ほど石村委員からも言われてい
るように、中小企業に對する金融の道
はどうなるのだという問題が、出てき
ているわけだ。あなたが言われるよう
に、大企業に對しては、確かにその通り
ですよ。銀行がちゃんとバック・アッ
プしておられます。けれども、他の中小
企業については、そういう保障が全然
ないから、破産し、倒産するという状
態が出てきているのです。産業界が混
乱するといふ道が出てくる。あなたの
方向をいけば、独占の方向が出てくる
だけです。それでは、全体の調整が金融
的には出てこない。そういうふうな、あ
なたの言われるような線ではなく、他
の面に出てくる被害に對しての金融的
措置といふものは、どういふ手を打た
れるかということ、私は聞いておる。

○一萬田国務大臣 ですから、直接的
には、さつきも申しましたように、三
十三年度におきましても、中小企業に
對する政府の金融機関、これの貸し出
しは、四百億以上はふやすというよう
な措置もとつてやるといふのも、一つ
の方法です。それから先ほどの、たと
えば大企業に對して、この会計年度
——といつてもまあこの月であります
が、二百八十億前後戻しをしよう。これ
も中小企業のためになるのです。たと
えば、大企業と中小企業との関係とい
うので一番顕著なのは、やはり造船なん
かだと思ふのです。造船所で、一つの
船を作るために、一体どのくらいの中

小企業がそれに関連をしてくるか、業種が数育に及ぶ中小企業が、一その船を作るためにやはり関連している。そうすると、何か造船会社に金融をつければ、造船会社は大企業と言われるが、造船業者に金融をつけぬでなければ、何百に及ぶ部品等を製作する中小企業はみな悩んでしまふ。ですから、大企業が金を借つても、それをふところに入れておるわけではないので、その金は中小企業から物を買ふ代金なんですから、これは、中小企業の方にやはりかけていく。

ただ問題は、そういう大企業と中小企業との関係はどういうふうな結びつきになるかといふことが、問題にならないかといふこと。それで、私も、なるべくそういうふうな大企業と中小企業を系列化して、この大企業にはこういうふうな中小企業が、そうして、その中小企業には、大企業が金融のめんどうは当然見る。またそういうふうになるのだから、大企業が問屋のかわりをするならいいだろう、こういうふうな指導もしておる。それを聞かぬ場合は、たとえば大企業に金を出させるが、その金をすぐ——中小企業の名簿を作つて、この大企業が中小企業に幾ら滞りをしておる、そのリストを作つておいて、そうして中小企業の下に取引先銀行をかかえておいて、大企業に金を渡さずして振りかえてやる。そういう方法をとつて、中小企業の方に金が流れるような措置を考えておるわけなんです。私は、要すればそういうこともまあやむを得ないだろう、こういうふうな考えをおるわけでありませう。大企業と中小企業を、ものにもよりますけれども、

そういうものもあるかもしれないが、何で離れていくようにには、どうぞお願いなさるぬようにしていただきたい。私は、双方から考えております。○石野委員 今こゝまで聞きますと、私はもう一つだけ聞いておきたい。大企業へ金を出せば、中小企業へ行くんだから、中小企業は捨ててないのだとあなたはおっしゃる。ところが現在大企業に対する下請工場が、その下請代金をどの程度毎月々々受けておるか、あなたも調査しておられますか。現在こういうふうな金融の逼迫化しておる時期においては、大企業のほとんどどころが、その月その月の支払いはおそらく二割か三割ですよ。そういう状態だから、中小企業の段階では、金融的に経営がでないのです。そういう実態をあなたはどういうふうな把握しておられるか。そうして、もし私が言うように、大企業が今下請工場に対して払っているものがせいだい二割、三割くらいだということになっておる場合、こういう金融逼迫の情勢下における中小企業者は、どうして経営を維持していくことができるか、そういう場合には、あなたはこれに対しての金融的措置をどういうふうな考えておるか。今あなたのいうところによつて、政府の支払いとしては、なるべく大企業に払ふ、大企業に滞りがあれば、それを振りかえて、中小企業者に直接払ふようにしてもいい、こう言われる。しかし、それは全部の産業に対してじゃないと私は思う。ほとんど多くのところは、中小企業者は、大企業から二割か三割の支払いしか受けていない、そのやりくりをするのにやはり住生しているのです。それで、十・一の

金まで借りてやっているとというのが実情なんです。これはもう少しシビヤに現実の状態を見なければいけないと思う。私はこういう問題について、それは大蔵大臣は、どういふ金融的措置をするのか。あなたは、おそらくおっしゃるだろう、三十三年度は、そういう問題に対して、中小企業に対する公庫を通じての資金を出すのだ——しかし、中小企業金融公庫だつて、国民金融公庫だつて、あるいは商工中金だつて、そう簡単にはこれらの人々を救う段階にまでいけない。そういうような実情の中で、これらの犠牲を受けているところの中小企業に対する特殊な金融的措置をしない限りは、今日のこの産業界における、異常なでこぼこのある状態を是正することはできないのじゃないか。そういう問題について、あなたは金融措置としてどういうふうな方法をとっているか、今こゝではつきり一つ話してほしい。私は、関連ですから、これだけおきますが、そういう点を、一つひとつと納得のいくように説明を願いたい。

○一萬田国務大臣 今私は、金の流れの筋道を一通り申し上げた。それはなぜかといふと、たとえば、私が社債発行といふものを起していかなければならぬ、こう言つた場合に、それはすぐに大企業の金融だ、こういうふうにおしかりを受ける。しかし、そうじゃないので、今日大企業自体がやはり金に困つておる、ですから、そのしわが中小企業に寄つておる。だから、大企業に金をつけるのは、どうしてもやはり社債といふようなもの、安定した長期資金といふものが手に入らないと、自分の関連のある中小企業等に金

が払えない。そういう意味において、社債なんかを発行できるようにしよう。それにまた、そういうことに必要があれば、私は財政資金等で一時お助けをしてほしいだろう、先ほどから申し上げておる意味は、そこにあるのであります。お説のように、何も今大企業自体に金を流す理由はない。しかし、造船なんかを見ますと、造船もなかなか金に困つておる。それは、銀行の方に金が足らない。ですから、計画造船にしても、これだけは自分が金を出すと、いったんのもでもやはり出せない、それに関連するいろいろな部分品を入れたところの代金を払ふおる、こういうふうな状態です。しかし、そういうところは、今度は何かの形で金がいくようにしてあげて、部分品なんかを入れた人への金が流れるようにする。そのときの仕組みは、先ほど申し上げたような、部分品を払つた人にも金が流れるような仕組みにして、中小企業の方々の困りになるべく緩和しよう、こういうことを今考えているといふことを申し上げておるわけでございます。

○石野委員 今、うまくいかないところは、何かの形でうまくやりたいと言つたけれども、それはどういふことを言うのですか。

○一萬田国務大臣 先ほど言つたように、むしろそれは、いろいろな指導でもつて、今日金融機関がよほど様子違つて、金融機関で融資調査会といふものも作つておられます、それから資金審議会といふものもあります、これらの指導に待つてもよろしいのですが、いかぬとなれば、先ほど申しあげた振りか

えという形で、これは私は社債を発行して、そういうような振りかえという形にして流していくこともよいだろうと考へております。

○横山委員 大臣、新聞をごらんになつておるだろうと思ひますけれども、今大臣の身辺に對してまして、わが党としては、非常に不気味なものの考へを持っておるわけでありませう。といひますのは、今二人の委員を通じていろいろあなたに聞きただし、あなたに一つもの考へ方を明らかにしてもらひたいといひつておるのですが、その根本的な原因は、先般当委員会でも言つたのですけれども、去年は見通しが違つたから、ことしは見通しを違わぬように、一つ十分の見通しを持つてもらひたいし、それからまた、見通しがかりに変化が生じたならば、適宜適切に手を打つてもらはなければいけません、こゝう言ひましたら、あなたは、二つのことを言ひました、一つは、景気の観測を確実にするようにしたい、それからもう一つは、その変化があつたならば、機動力をもつて、機動的にこれに對應するようにしたい、こういうふうな言ひだしたのであります。ちやうど思ひ出せば、去年宇田さんがトントン大臣とあだながつて、二カ月たたらぬうちにトンバラリ大臣になつたと同じやうに、あなたが財政演説をやられてから、まだ一カ月か二カ月たたらぬのに、財政演説の根本にありました景気の見通しについて、変化が生じています。ここ数日來、あなたはわが国の経済の調整の終るのも長引くであらうと言ひられて、本委員会及び予算委員会と言ひ

景氣にささえられて上向くといふ考へ

方が、本年一ぱいこれはだめだというふうに、にわかはこの数日間態度を変えておられるわけでありませう。このことは、一体どういふ原因なのか。なぜわが国の経済の調整が長引くというふうに、あなたのものの考え方を改めてこられたのか。そこを、今までも若干触れられておりましたけれども、経済援助の基礎になった問題でもありませんし、その後国民にそういふつもりでがんばってこれというのがあるのの保持でありましたから、国民の希望を裏切るのものはなほだしいと思ふわけです。なぜそういふふうにももの考え方を改められたのか、その辺の経緯をまず明らかにしてもらいたい。

○一萬田國務大臣 私、何も考えを変えておりません。そのことは、もう国会の委員会で済むのも私は申ししております、何も変つておりました。私は、何も変つておつたとおつしやるか、それがわからないのですが、公けの席上において、私自分の意見を変えたことを発表したことは、何もありません。大体、従来からこういふふうな表現を使つておつたと思ひます。生産調整の過程で、やはり三月まではどうしても——しかし、これは政策的に自分では考へてゐる、そうすると、實際は若干はずれるだろう。そこで、私は四、五、六といふものを、やはり調整的な期間としてもちろん考えなくちゃならぬだろう、こういふふうな言い方をしておられます。むしろ経済は生きものだから、私がこうしたいという氣を持つておつても、その通りに行か行かぬか、これは、時間的にはわかりませう。しかし、方向を誤まつていないとするならば、これは、私は正し

い考へだと思つております。方向を誤まつてはいけませんよ。しかし、日本の経済の動きが、全く反対の方向に動いていくなら、これは別ですよ。しかし、その動きが同じ方向であれば、時間的に若干ズレが生じるということでは、當然なことですよ。これは、生きものだから。経済は、刻々内外の情勢に応じてやはり変化する、ただ見通しまで間違つてはいけません、そういうことです。それが、私は大事だと思ふ。で、なぜ七月をとつたか、七月にようになるのは、私は一べんも言ひません。七月といふ月は、アメリカの会計年度の始まりで、新しい年度になる。その新しい年度において、アメリカの景氣に対する政策というものが新しく動いてくるのだから、そこで、やはりいつが境目といへば、七月といふことを一応境目にして——景氣がすぐよくなるかは言ひませんよ。やはり幾らか前よりも明るい方に向く可能性を持つてゐる、こういふふうには私は申ししておるのですが、その七月が若干ずれてもいい。大体、今私はこれを明らかにしておきますが、この前新聞にも若干出たことから言ふなら、私はあのとき、は、こういふふうには説明をしたのです、これはむしろ私の意見じゃない。今世界の景氣について、アメリカやロシアや、あるいはその他の経済学者がどういふ見解をとつてゐるか、それを、僕はききよは一応話をうたいうことと話したのです。それは、くれぐれもそのときも断つておいた。共産圏のロシアの学者だけが、今度の世界の景氣の情勢を見て、ちょうど第一次世界大戦の後二十年目に來たあの世界恐慌と同じ性格を持つてゐる。これは十

三年目か十四年目に來たんだが、同じだ。これは大へんだというのが共産圏の学者の大体一致した見解と見ていておるのです。しかし、それに対して、アメリカの大統領、あの方は、一時は三月くらいからよく見ていく、こういふことを言つておつたことは、経済報告にも明瞭です。それは、大統領を取り巻く学者、それにハーバード大学の先生が、やはりやアインゼンハワーをバックしていたと私は思ひます。しかし、その他の自由国家の学者は違ひますよ。その説は、七月といふ考へ方もあり、秋があり、それから來年の春までかかるだろう、こう言ふ。しかし、いずれの学者も、自由国家の学者は、だんだん明るくなる、しかしいつ明るくなるかという時期において見解が分れておる、こういふ状況にあるといふことを話したことはあります。そういふふうなことから、何だか私がばかにいろいろ自説が變つてゐるよに言われるが、そうじゃない。世界の学者の説がそういふふうには区々にあるぞ、こゝろいふことなんです。私は、事柄をきわめて明瞭にしておきます。そういふことなんです。だから、私はやはり將來だんだん明るくなるという確信は、依然として持つておる。それを持たなければ、日本の三十三年度の経済が三割拡大するといふことは、一体どこから出てくるか。あるいはまた三十一億五千万ドルの輸出といふものができるか。私は、どうしてもそうならざるを得ないのでしてね。ただ、時期については、お前は七月と言ふたじゃないか、いや六月だ、そういふことを言うのは、これは少し無理です。経済は生

きてゐる。だから、それは刻々の内外の諸情勢を見て、それぞれ判断をする。その判断をする資料は、政府としては、三十三年度になれば、企画庁に特に景氣についての統計を集め、そういふことをする。そうして、企画庁から政府の統一した経済の見通しというものは出ていくのですから、どうぞそれをこらんと下さい。

○横山委員 長々と學説を承りました、ありがとうございます。けれども、あなたがとうございまして、けれども、あなたは、ここで何かアメリカあるいはソビエトの學説を言つたとおつしやつておるのだが、私は、残念ながらここで承つたことではないのであります。ここであなたが言つたことを、一つ読み上げてみます。おそれくこゝろいふ調整作業も、私の見地では、三月くらいまでは大体終るだろう。そうして四、五、六といふようなところまでいける横ばい的な、もう少しきめのこまかい地ならしげできて、そうして七月あたりから、世界経済と相呼應して、日本の景氣も若干よくなつていくであらう、それほど大きな起伏なくして、日本の経済が推移していく、こういふふうには言つておられるのです。またこのことは、本委員会ばかりでなく、あれから私が重ねて公定歩合の引き下げの問題の論争を通じてもう一べん聞いたら、同じことを言つておる。ほかの委員会でも言つておられるのです。同時にあなたのおつしやることは重大だと思ひるのは、私はそうしたいと思つてゐるというだけで、それがそうなるかなんか知らぬといふのは、無責任きまる言葉です。私も、同じ政治家として、こゝろいふと言ふ以上は、そうするようになしな

ければいかぬ。これが底が抜けた何とやらで、絵に書いたぼたもちです。私の悲願でありまして、どうなるかわかりませうといふようなことでは、國民を瞞着するものはなほだしいではないかといふのです。あなたが、七月ごろに大体景氣も若干よくなつてきますと言ふことは、とりもなおさず國民の諸君に、今は苦しむけれども、それまでは一つがまんしてやつてくれという意味が、自然に伝わるものなんです。さればこそ國民の諸君も、そうか、そういふことなら、もう少しがんばろうかという氣持になるものです。ところが、何のためにそういふことを言つておるか、全然わけがわからぬ。そこで、そういふ期待感というものを持たせておきながら、見通しが狂ひました、こゝろ一ぱいだめですばいといふことを言つて、先方のこつちやから、わしや知らぬといふことは言へませんよ。そんなことはありませぬよ。もう一べんあなたの答弁を許します。

○一萬田國務大臣 今速記録をお読みになつたその方向は、私は今も実は持つておるわけです。そうして、それは政策的にそう考へる、實際は若干ずれる、先ほど言つたように生きものである、世界経済全部を私が思うようにやり切つたら、それは私は大したものですよ。そんなことをかりに私が言つたら、それはみんなが笑ひますよ。そんなことを言つてもいかにないので、私も、私どもは、私どもの立て得るだけの政策と目標を立ててやつて、こゝろいふように自分たちはやりおるぞといふことを國民に示して、しかしそれは、内

外の情勢に応じて、やはり政策はその政策通りききちと、日程を組んで、きょうは五里歩み、あしたは十里歩みというよりなわけにいかないのです、経済は生きていくのですから、ですから、君たちは、よくそのときどきにおける情勢を判断して政府はこう考えてやりおるが、やはり食い違いが生ずるから、君たちがよく情勢を判断していいけ。しかし、方向はみんな同じなんです。ただ、われわれは、大いに努力して、日本の経済をよくしていく、またよくなる政策であり、よくなるであらうというところは一致しておる。ただ期間の問題です。もしもこう行くべきものを、あへ行けと言っておるのなら、あなたの非難は当る。しかし、みんなこう向いていくというだけなんですから……。

○横山委員 あなたが何も世界経済を動かしておるとは、夢にも思っておきません。けれども、あなたが言うところの、七月から若干よくなるという、そのものの言い方というのは、大蔵大臣として世界の情勢を判断し、それからわが国の今後の経済の推移も見、そうしてその中から、一つ七月には経済をよくするのだという決断というものがある、それが常識ではありませんか。そういう中における判断が誤まつておつて、こし一ぱい景気の調整が続く、こういうふうになりました、なぜあなたは言いませんか。それなら話があるというのだ。七月と云つておつたものが、今あなたは、こし一ぱい続くとおっしゃるから、あれは一萬田さん、何ちゅうこつちや、これでは八月までは生きていく人間がおつても、十二月になったら生きていられぬ、死んじやつておる人間が生ずるのですよ。それを私は言うのです。これは、あなたはまだ言いたいらしいけれども、ほかに問題がありますから、明らかに一萬田さん、あなたの考え方は、判断が間違つておつたという烙印をここので押しておきます。

そこで、それでは何で延びたかという問題なんです。何で判断が間違つておつたか。あなたが、七月は大いによくなると言つたのだけれども、それが延びた原因を一つ言うて下さい。

○一萬田国務大臣 何も判断が間違つておりません。まだ七月は来やしませんよ。そうして、今日世界の経済を動かすのに、どこが一番力があるかというところを考えると、いわば物の判断で、それはアメリカをおいてないで、それはアメリカは自由国家です。そうして、アメリカの経済を動かすのに、だれが一番力があると思われるのですか、それは、アメリカの大統領です。そのアメリカの大統領が、アメリカのあれほどの国民と世界の人に対して、何と言つておられますか、それが無視できまけんか。私は、そういうことはできぬ。あの責任ある人が、アメリカの経済をどう持つていくか、どうするか、どういふ政策をとるかというところは、世界に大きな影響を持ちますよ。それから、アメリカの経済が世界の経済を支配するともいふ。その責任者である大統領が、こし一ぱい、おれはこう思う。その回りの多くのブレインと、そしてアメリカの大統領は、大きな政治力を持つておる。そうしてアメリカには、大きな資源を持つておる。保有の金、保有のゴールドだけで、おそろく二百億ドル以上ある。その上、あやういふ資源を持つておる。その見解を全然無視して、あるいはそれに相対的な重きを置かずして、私は世界の経済を考へるわけにいかぬと思ふ。私は、それでやはりそういう見地から、一応七月——何も七月からよくなるとは言わぬ。七月というのは、かりに一つの境をこえればということなんです。境をこえれば、それなら九月からというのもおかしいから、七月からアメリカの新しい会計年度が始まるから、一応七月というよりなところを考へてものを言うておるといふことなんです。私には、何も今のところ間違つておるとは考へておりません。しかし、今のところまだ来もしないうちに、早まつて間違つておるなんというところは、私はどうも納得できません。

○横山委員 何を言うておるのかかわからぬ。私の言うのは、延びたということとは、——（いつ言つておるのだ）と呼ぶ者あり）参議院で言うておる。記者会見でも言うておる。延びたというところは、どういふ原因であるか。あなたは私の質問に対して、アメリカの景気を動かすアイゼンハワー大統領が言うところから、しよるがないのだというお答えならば、それでもいいが、そういう答えですか。

○一萬田国務大臣 それは、非常に故意に言われることで、何もアメリカの大統領が言うからしよるがないなどというところは、一言も言ひやしませんですよ。私は、そういうふうな論議は、ほんとに考へていない。

○横山委員 はつきり答えて下さい。

○一萬田国務大臣 それは先ほど言うたように、やはりアメリカの経済というものは、世界経済に大きな影響を与える。そしてアメリカの実力のうちであるその人が、こういう政策をとつて、こし一ぱいやろうと云うて、そしてその政策は、着々具現して、今日は減税にまで持つていくというよりなところまでやつておる。そのことを考へずして、世界経済の動向というものをお説きするのは少し無理じゃないか。だから、その点はやはり考へていじやないかということ、私は申しおるだけなんです。若干ずれるというところは、これは、今経済を押えていく所作をやつておるから、特に生産調整というものは、私がたびたび言うように、メーカー、いわゆる業者から見ると、これは命の次の問題で、生産を拡大するために、生産業者というものは一生をささげておるようなもので、それを、せつかく拡大したものを切れ、あるいは押さへ、やめなさい、こし一ぱい方向に持つていくのですから、これはすなおにいかない。ですから、少し苦しくても金融を締めるのです。すなおにいかぬというところは、やはりこつちが考へておる政策よりも若干ズレを生ずるというところは、これは経済界では常識です。ですから、私はやはり若干ズレは常に考へておかなければならぬ、これは、生産調整のむずかしい仕事に取り組んでおるから、こし一ぱい意味なんです。

○横山委員 どうも、また私とあなたとポイントが合わないのです。あまり時間をとるのもいかにと思ひますが、もう一ぺん端的に聞きたいのですが、あなたの観測は、七月から若干よくなるのだと言つた。それが、ここ数日、こし一ぱいになるだろうと言つておる。なぜこし一ぱいになるに変わったかということをお聞いしておるのです。あなた

は、それに対して、十分な話ではなくして、アメリカの景気があるから、そう思うようにはいかぬというならば、七月には若干よくなるというときだつて、そういう観測はあり得たではないかと云ひたいところなんです。そこで、私が推量いたしますのに、もし間違つておつたら、一つ判断をしてもいいのだが、アメリカの景気観測、アメリカの経済が世界に及ぼす影響、そういうことについての判断が、あなたが考へておつたことと実際の進行というのが違つてきたのではないかと、私はさういふふうに判断をするのですが、それが間違つておつたら答えて下さい。さういふふうに御質問します。

○一萬田国務大臣 私は、今のところ何も間違つておりません。今アメリカは、景気回復のいろいろな政策を打ち出す最中なんです。従来は、大蔵金利政策でやつておつたことは御承知の通りです。それが、今財政政策に移つて、今一番当面の問題になつておるのは、公共事業を拡大するの、減税がいいのかというの、当面の問題で、いづれをとるかという問題になつておる。これは、相対的に切つたインフレ的な施策だと私は思ふ。今日アメリカの物価が相当上りつづつあることも、御承知の通りです。よほどインフレ的では、これは何を志向しておるかといへば、輸入です。これは、アメリカ当局が去年の秋から言うておつた。輸入をふやすというところは、自由国家からなるべく物を買おう、そして、従来のような、アメリカの受取勘定の貿易になることを防がないと、自由国家も苦しいから、輸入をふやそう、それにはあやういふ景気政策をとつ

て、アメリカをインフレーションして、外国の品物が安く入るようになければならぬ。そういう政策をとりつづける。それには、十分アメリカは耐え得る力を持つておるといふのが、一応の私の判断で、従つて、私は前よりもあとが悪くなるとは見通しておりません。前よりもアメリカがあいり施策をだんだん進めるにつれて、幾分かはよくなるという見通しをやはり持つております。

○横山委員 アメリカがそういう景気回復策を今後とるであろう。しかし、とることを想定に入れて、なおかつあなたは、こし一ぱいは調整が日本の場合続くであろう、そういう判断をされたというふうに理解をしておるわけですか。

○一萬田國務大臣 違います。こし一ぱいというよりなことは、何も言いたくありません。

○横山委員 それでは言いますが、一萬田蔵相は七日の記者会見で、米国の景気回復は、予想よりおくれるようであるし、わが国の経済も、調整を終るのには長引くだろうと語り、国会の答弁と違つて、見直しを修正して、そうしてほかの新聞では、こし一ぱい縦くというふうにあなたは言つたといわれております。

○一萬田國務大臣 それは、私は取り消しておきます。取り消すという意味は、ないという意味であります。あつたのを取り消すのではありません。

○横山委員 もう一べんはつきり言つて下さい。

○一萬田國務大臣 そりいうことはありません。

○横山委員 新聞の、わが国の経済も、調整を終るのには長引くだろうと語つたことは、うそですか。

○一萬田國務大臣 私が先ほどから言つたように、常に表現した場合に、自分たちはこういう政策をとつてやるつもりだが、これはきちきちものを置いたようにいきませんよ。いきませんが、一応ものを説明する場合には、区切りをつけないと説明ができませんから、大体こうこうと語り。しかし、実際は若干ずれていくだろう、常にそういうことを言つておりますよ。

○横山委員 それでは、悪口を言ひの私はよしたいのですが、あなたの言うことは、これから常にずれるだろう、そういうことになつてしまふ。

○一萬田國務大臣 それは、先ほどからその原因についてよくお話し申し上げたように、生産の調整というものは、生産業者にとっては、命の次の問題なんです。ほんとうに心身を賭して生産の拡大をはかるといふのが、これが生産業者の生命なんです。それを押えていこう、あるいはそれを切りなさいといふのですから、抵抗がありますよ。ですから、ここでどうしてもやろうという政策を立てるのだが、その政策よりも、若干現実はずれるといふことは、これは経済では常識ですよ。

○横山委員 いささか水かけ論になりますけれども、大臣のそういうお言葉は、もうそれでは、あなたの言うところの生産業者をも国民をも納得させるわけには参りますまい。もしそういう言葉で、おれが言う言葉は何月なら何月、こうするならこうするといふことは、實際問題としては、経済の常識で延びるだろう、そりはいかぬだろうといふことを、あなたが自分で裏書きをされたといふことは、まことに残念なことであり、遺憾なことであり、私は国民の非常な不信を買ふことになるだろうと警告をいたしたいのであります。

それで、今あなたのおつちやつたようなことだとしても、調整がかなりずれるであろう、ずれる段階において、どういふふうな問題をこれから処理をするのか。先ほど両委員から、そういふふうにするのであつたならば、よくいけいに中小企業対策といふものを積極的に行ふなければいかぬ、こつちの質疑応答がありました。そこで、私は、政府内部と日本銀行との間に、この間の考え方について、相当の意見の対立とはいへませんが、見解の相違があるように聞き及んでおるわけでありまして、この点について、私は委員長にお願いをいたしまして、一つ日本銀行の山際総裁に本委員会に出席してもらいたい、こつちのふうな考えをおるののであります。原因を今こで長々と申し上げるのは、農林大臣も来ていらつしやるからやめなければ、新聞に伝えられ、各方面からいわれております日本銀行のものの考え方といふものが、企業の設備投資意欲が今なお潜在的に根強いといふような意見や、国際収支の黒字は、輸入が減つたため、輸出が伸びたことによるものではないから不安定だといふ判断や、そのほかのいろいろな判断からして、今片鱗ではあります、あなたが考へておる緩和といふますか、その方向へと背反をしておるように私どもは考へておるわけなんです。詳細を今こで十分申し上げる時間がございますが、私の言わんとするところは、大臣も御存じだと思ふのでありますから、そりいう日銀のものの考え方と微妙に対立をする大蔵省の考え方を、どういふふうな大蔵大臣として判断をされておるのか。また聞くところによりますと、経済閣僚が、十四日ですか、懇談会が何かをして、経済の見通しについて、各主管大臣が区々な見通しをしていふことを調整しようといふような話が伝えられておるわけでありまして、十四日であるかどうか、私はさだかに知りませんが、経済閣僚懇談会が行われるという話を聞いておるのです。こつち考へて参りますと、あなたの本日言われた意見、あるいはそのほか政府内部の大臣の意見、日銀の意見等々、経済の展望とそれに対応する対策について、いろいろな見方があるようでありまして、そりいう点について、大蔵大臣として今後どういふふうな調整をされ、そりいう意見についてどうお考へになつておるか、これを最後に私は質問をしたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 政府内部に見解の相違は何もないと思ひます。ありません。ただ経済の關係の關係が飯を食いつつ、いろいろな資料、材料を持ち寄つて話をしよう、そんなことは今後もありましようし、そりいう話はやつております。しかし、別に今きつたて何か思想統一のために経済閣僚會議を開く、そりいうふうなことは企図いたしておりません。ただ、もう少しいろいろ話し合つてみようじゃないか、いろいろあります、何もこれは、経済閣僚のいわけの懇談会とか、そりいうものは、何も企図いたしておりません。

それから日本銀行と何か意見の相違——これは意見の相違じゃありません。金融政策自体については、日本銀行の關係するところは、金融政策、いわゆる市場に対してどういふ資金量を提供するのが一番いいの、通貨価値を維持するのはいかに政策をとるべきかが日本銀行の問題であります。大蔵大臣の分野は、それだけじゃおさまらない。日本の経済の全体、あるいは国民生活の安定、その一つとして、金融政策といふものを大蔵大臣は当然考へる。その金融政策に關するところにおいては、私と山際君と違ふところはあります。私の発言は、場合によつては、単に金融政策ではなく、全部の国民生活、経済全体——むしろ金融も国民生活に關係しない、あるいは日本経済に關係しないといふのではあります。が、いわゆる金融といふ立場、特に通貨価値を安定させる、通貨価値を維持するといふことが生命でありますから、その基本に立つておるのであります。何も今日山際君と意見の違つていふといふことはありません。表現のなには幾らか違ふかもしれませんが。

○横山委員 表現の相違といふものは、本質的な相違ではないとおつしやるのですけれども、日本銀行といたしましては、今日なお設備投資意欲といふものは衰えていないから、こで金融の緩和をいたしますと、必ずまたとへ復元をするおそれがあるといふ意見が強いのです。また国際収支の黒字は、輸入が減つたため、輸出が伸びたものでないといふ考へ方、もしこつちの考へ方が今後の金融政策の一つの基調となつていふならば、国際収支を重点と見るか、国内経済の均衡を重点と見るか、

と見るか、その二つのものの考え方によって、私は今後の政府のものの考え方、金融政策の方向というものは大きく——最初の一步は同じであつても、将来の方向というものは、大きく違つていくわけだ。今日政府は、国際収支ということが焦点となつて、そのために、国内の経済の均衡というものは犠牲になつてもやむを得ないというところに基調が置かれていくわけだ。そういう基調を少しも今後変えるつもりがないということであるのか、その点を、最後に腹藏のない大蔵大臣の御所見をお伺いします。

○一萬田國務大臣 私どもの企図しているところは、輸出の増大ということであり、そのために、国内的な景気がある程度抑えられてもやむを得ないというところで、それで今日生産調整というところまでいたしまして、一方国内需要を抑えつつ、生産を抑えて輸出に向ける、こういう手段をとつていっているわけであります。むしろ輸出が伸びるにつれて、国内の購買力も増し、国民所得はふえる、ですから、それに応じてまた国内景気もある程度出てくる、やはり貿易の拡大と同時に輸出が超過になる、それが国内にまたね返つて国内景気をよくする、それが循環していく、こういう考え方であります。

○横山委員 意見の相違になりますから、それでは、私の質問は終ります。○平岡委員長代理 横山君御要望の、山際日銀總裁を参考人として本委員会に招致の件は、後刻理事会に諮つて善処いたします。

○平岡委員長代理 次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案及び食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計から繰入金に関する法律案の両案をあわせて議題とし、質疑を続行いたします。足鹿委員。

○足鹿委員 先日来この両法案について伺つておりましたが、大蔵大臣並びに農林大臣の御両名に並んでいただいて、よく念を押して御所見を承わつて、善処したい、こういうつもりでありますので、きょうはきわめて簡潔に申し上げますので、はつきりお答えをいただければ幸いと思ひます。

お尋ねをしようと思ひますのは、大体三つないし四つあるわけでありまして、まず最初に、食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計から繰入金に関する法律案についてお尋ねをします。まず一般会計から食糧特別会計に資金として繰り入れられる額は、そのつど立法措置を講じなければならぬかどうかというところについて、昨日農林大臣並びに大蔵事務当局にお尋ねをいたしましたのであります。その場合は、補正予算を組むと同時に、そのつど立法措置を講ずるか、あるいは他に適當な措置を講ずるであらう、こういう趣旨の御答弁でございました。農林大臣は昨日もおいでになっておりますから、私の言つておりますことが間違つておれば、御発言願ひたいのでありますが、〔平岡委員長代理退席、横山委員長代理着席〕大蔵大臣といたしましては、どのような措置を講じられるのであります

か、まずその点をお伺ひいたしておきます。

○一萬田國務大臣 御質問は、予算米価が一萬二千四百円になってゐるので、今後米価が正式にきまつた場合に損失が出る、この損失の補てんについてどういふふうに考へてゐるか、こういうこととでございましょうか。

○足鹿委員 昨日は、そういう御質問を申し上げたのです。ところが、本年度の予算は、現在国会で審議中でありまして、従つて、今現実の予算をとらまえて、赤字が出たならばどうするかというところについては、政府としても、国会で審議を受けておられる予算案について赤字が出るのか出ないのかということでは、立場上非常にお困りであらう。従つて、これは本年度の予算にかかりなしに、法の建前として、こういう法律をお作りにならうと思ひます。これは恒久立法であります。今まではそのつど必要な措置を講ぜられて参つたのであります。今度初めてこういう資金の設置をされたので、そして一般会計から運轉資金の意味をも含めて金が繰り入れられることになつたわけでありまして、これは、よほどの情勢の変化のない限り、将来にわたつてもこういう方式がとられると思ひます。従つて、法の建前として、ことしの予算とは別個に、そうした場合にはどういふ措置をおとりになる御所存であるか。こういうふうな、ことしの予算とは一應離れて、法の運用について御所存を承われば、問題は明らかになるのではないかと思ひます。から、きょうはそのおつもりで、あまりことしの予算には関連なしにお答えを願へばよろうと思ひます。

○赤城國務大臣 今お尋ねのことは、昨日も申し上げましたように、食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計から繰入金に関する法律案、この法律案によりまして、百五十億の運轉資金を一般会計から食糧特別会計に繰り入れるわけでありまして、この法律は、この百五十億が足りなくなつた場合に、そのつど立法措置を要するということではないのであります。これは、このたび資金を設けることについての立法措置をいたしまして、一たん資金が設定されることになりまして、もう一つの法案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、この中に、第六条の四において、調整資金を設けるといふことが規定されております。そして第六条の五によつて、一般会計から、予算の定むるところによつて調整資金に充つるために繰り入れがなされる、こういうことに相なつておるわけでありまして、でありますので、これから百五十億の運轉資金が足りなくなつた場合について、どういふふうな措置をとるかというところが、お尋ねの中心だと思ひます。あります。そういう場合には、あとで申し上げました食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案によりまして、一般会計から繰り入れる場合もあつたろうと思ひます。あるいは、損が大きい出るといふような場合で、その場合には、単独法を出しまして、一般会計から繰り入れをする、こういうこともあり得ると思ひます。二つの方法によつて措置をしていく、こういう建前であります。

○一萬田國務大臣 今度の調整資金を百五十億入れてあるのではありませんが、これは、御承知のように、予算主義でも決算主義でもどうもよくない、いづれも欠陥がある。そこで、調整資金を入れて、一面赤字を繰り越すからで融通を受けて埋めていく、他方または調整資金で、食糧の損益を持つてきて損が出れば落す、この両方の作用をするのであります。従ひまして、私の考えでは、財政状況が許すのであれば、やはりこれを補強するように考へて、他方食糧会計の方も、なるべく赤が出ないように双方で努力する。双方で食糧会計を健全化していくというのが今一番の、幾らか抽象的になりますが、趣旨じゃないか、それが一番いいのじゃないか。この調整資金を、こういうふうにして、一般会計から繰り入れられることによつて、食糧会計の赤字がルーズに出るといふようなことがあれば、この制度はやはり弊害を生じますから、私は、将来場合には、単独法によつて、繰り入れを理める方向に行かざるを得ないかとも思ひますが、その辺は、今後の食糧会計についての事情、財政状況等を考へてきめていきたい、かように存じております。

○足鹿委員 私が聞いておりますのは、もちろん本年度は、この資金の設置が初年度でありますから、資金を設置すると同時に、一般会計からの繰入金もなされてゐるわけでありまして、次に年度からは、要するに食糧管理特別会計に繰り入れられるかということをおやりになれば、その立法措置をお講じになればいいことになると思ひます。それと同時に、補正予算をお組みになれば、事足りると思ひます。そ

うい建前には間違いないのでありますが、大体われわれが情勢を考へてみた場合に、第三条に規定している損益の処理の場合において、その年度の損失が資金額をこえることが大体明らかになった場合には、どうされますか。来年度まで待たないで御処理をなされなければならぬのではないかと申すのです。

このことをなぜ昨日来何りかと申しますと、結局米価を、かりに生産者米価、あるいは消費者米価をきめていく場合、あるいは消費者への配給数量をある一定数量確保していこうとする場合、関連が出てくるのです。たとえば二九百九十万石の予定で予算に計上してあったものが、実際は三千百万石を必要とする場合も出て参ります。また消費者米価や生産者米価や生産者の米価等をきめる米価審議会が意見を述べて、政府もその意見を適正妥当なものだと思へた場合には、もとの予算米価をもつては処理し切れない場合が出てくる。そうした場合には、現在調整勘定に入れる予定の金額をもつてはまかない切れない場合が出てきます。そこで、そのまかない切れないというのを前提にしてやらなければならぬことを、むしろ抑制している場合が出てきやしないかという心配を、私も抱いているのであります。その心配がない、そういう運営はやらない、こういうことであれば、別にこの問題については、従来決算確定後において赤字を埋められようとした運営が、今後当初において相当の資金を入れて、食糧証券の発行をできるだけ少く押え、あるいは一時借入金等によって生ずる金利等のロスを得

る限りこれを圧縮していく。いわゆる食糧会計の健全化の線に沿った措置でありますから、その措置自体には、私どもは別に異論はないわけでありまして、だが、一定の金額を区切つて、その範囲内においていわゆる食糧政策を行なつていこうという意図があると、これは非常に問題が大きくなってくる。一つの食糧政策の大きな転機を意味する結果にはしないかという疑問を持つておるわけなんです。その点について、いやそうではないということをお二人から明らかに御確認をいただければ、大体私の質問は満足できると思います。年度にこだわらないで、運営の原則、基本方針を明らかにしていただければけっこうです。

○赤城國務大臣 今お話しの前段のところで、ちよつと私の方で御説明申し上げたいのですが、食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計から繰入金に關する法律案の第二条には、百五十億という金額が上つておりますが、これが足りなくなつた場合には補正予算を出す、補正予算を出すときには、法律を改正するかどうかするのだからというお話でありましたが、一たんこの法律が通過いたしましたならば、今申し上げた法律は、もうそれで済むわけなんです。こちらの食糧管理特別会計の一部を改正する法律案によつて、百五十億の資金を増額する必要があるれば、この法律によつてこれを増額する。別に新しく法律を改正する必要はない、こういう建前になっております。それから今お尋ねの百五十億という運搬資金で、食糧証券で損失を見込むということは不健全だから、これを健全化するために運搬資金百五十億を置いたのであるけれども、生産者米価、あるいは消費者米価等をこのワク内で押えるという目的で運営するのだから、こういうお尋ねかと思うのであります。昨日米価審議会に申し上げたように、生産者米価等につきましては、これは予算米価であり、実際には、買入れ時期にはパリティ指数も違ひますので、それから米価審議会という機関の諮問による答申もあるわけでありまして、変ること、適正に変わるべき建前は持つております。そこで、そういう場合に、もしもこの百五十億の運搬資金の中から、損失がふえていけば落すのだが、足らなくなつた場合にはどうするか、こういうことだと思つては、この運搬資金につきましても、決算が確定したときにこれから落していくという形になります。でありますから、三十二年の九十六億圓も、決算が確定してから九十六億圓は落す。そして百五十億の金の残りは、三十三年度に引き継がれるわけでありまして、三十三年度の見込みでは、今のところ四十三億圓赤字の見込みであります。しかし、これがもつとふえるというこゝとなれば、あらかじめこの資金を増額するといふ措置が必要である、こう思います。でありますから、これはそのときの状況によりまして、赤字のふえる要素もありましようし、あるいはまた輸入食糧等につきましても、黒字が出る要素もありましよう。そういうものを調整勘定に移して処理していきながら、ふえるといふことでありますならば、あらかじめこの資金を増額しておく。そして、最後に決算が確定したときに、それを取りくずしていく、

こういう手順になるわけでありまして、この百五十億といふものは、生産者米価とか、あるいは消費者米価その他を拘束して、これによつてそのワク内できめていくという意味を持つていふことではないのであります。

○一萬田國務大臣 今農林大臣からお話のあつたことで、私もいいと思ひます。

○足鹿委員 今大蔵大臣と農林大臣の御答弁が完全に一致いたしましたので、大体私の持つておりました疑念の一部は解消しました。世間では、いろいろ風説を唱へ、また疑惑を持つておりました。今の御答弁によつて、何ら現在の繰入額百五十億をもつて米価その他を拘束していくものではないといふことが、両大臣によつて確認されましたので、その点はけっこうだと思ひますが、ただもう一つ、だとするならば、この第八条の四の場合、つまり農産物等安定勘定の損益計算上に出た損失の場合には、はつきり積立金の減額によつてこれを整理した後、さらにまだ足りないときには、一般会計からの繰入金によつてやるのだといふことを明確文化しておられます。その理由は、昨日もいろいろお尋ねをしましたが、これは、はつきりとした政策上の問題であつて、農産物価格支持制度に連なる政策上の問題であるから、損をする場合が多いのであるから、はつきり一般会計で補うのだ、こういう趣旨の御答弁でございました。これは、その通りだろふと思ひます。しからば、この食糧会計の一番中心である食糧の問題にしてみれば、農産物の大宗である米と麦、国内産に国内産米、これは一番大きな問題であります。価格支持

制的な性格は、一面持つておると思ひます。ところが一方農産物等の安定勘定の場合には、価格安定政策に關連するから、はつきりこの繰り入れの方法も明文化しておくが、米麦の場合はそうでなくして、一たん調整資金に入れた、さらに調整資金から繰り入れて、なお足りぬ場合には、その損失の処理は特別立法で処理していくのだといふたゞいまの農林大臣の御答弁は、何か農産物安定勘定の場合にははつきりしておるけれども、食糧勘定の場合にはそうでない印象を受けるのです。そういう疑念を持つておられますが、こういう処理にされたのは、輸入食糧その他の關係で黒字が出る場合があり得るから、一応調整資金を減額し、なお足りぬ場合には云々と、こういうふうになつたのであります。その辺は、この条文を讀んでみますと、何か割り切れないような印象を受けるのです。それでなくても、コスト主義の米麦政策といふものは、これは大蔵省の年來の主張であります。買入れ価格にかつたコストはみなこれに積み上げて、そして消費者に売ればいいのじゃないか、こういう考え方、また生産者米価の場合には、いろいろな加算金はやめて、基本米価一本でいけばいいのじゃないか、その一つの現われとして、三十三年度の生産者米価には、歩どまり加算と予約奨励金の二つが落ちておる。また米価の場合においても、小麦価比といふものが落ちておる。そういう点は、一つの従来の大蔵省の考え方、現実には具体的になつて現われておるのではないかと思ひますし、その結論としては、結局食糧管理特別会計においては、赤字を税金によつて埋める必要は

ないのだ、健全化ということ、独立採算でいけということであるというふうに、従来の大蔵省の主張から見まして、一般はとりがちなのです。そこで、一方の農産物勘定においては、一般会計から損失を補うということをはつきり規定しておきながら、また一方においては、これをあいまいに調整勘定で一つクッションをつけて、そしてさらに一般会計に及んでいく、こういうふうになつておきますと、何か私どもの感じでは、農産物価格安定法も農産物に対する価格支持制の大事な法律であります、これは、食糧管理法の場合においても、これは、その簡単に価格支持の性格を無視することはできないと思ふのです。そういう点において、同じような取扱ひをされれば、疑念がなくて済んだのではないかと思ふのです。その点、両大臣の御所信はどうでしょう。

○赤城國務大臣 今御指摘の第八条の三、第八条の四であります、農産物価格安定制度というものは、今お話しのように、直接農産物の価格を安定する、農産物の価格の支持をする、こういう制度になつておきますと、御承知の通りであります。でありますので、この制度の目的からいまして、「毎年度ノ損益計算上ノ損失ハ積立金ヲ減額シテ之ヲ整理スルモノトス」ところはきりしてあるわけでありまして、ところが米麦等につきましては、食糧管理法等によつて、米は政府が買ひ入れておきます、ところが、麦等については、御承知の通り、これは間接統制でありまして、事実上はほとんど全部政府が買ひ上げておる、こういうことでありまして、直接は価格支持というところを目的としておるのではあり

ませんけれども、今お話しのように、農産物として主要食糧等につきましての制度を設けておきますので、間接的といひますが、価格支持の意味も相当強いのであります。価格安定という意味も持つておきます。しかば、今お話しのように、農産物価格安定法の農産物と同じように取り扱つたらどうか、取り扱わないというものは、何か底意があるのではないかというふうなお尋ねかと考えますが、そこで、今米麦等の損が出た場合には、「其ノ損失ノ額ヲ限度トシテ当該資金ヲ減額シ処理スルコトヲ得」と「得」ということになつておるわけでありまして、その意味は、今お話しも出ましたが、政府の管理しておる米麦等につきましては、輸入食糧等もありまして、黒字が出る場合がある、その損益を調整したそのあとにおいて、その資金を取り戻す、こういうことになるのであります。そこで、資金を設けた以上は、これを限度として当該資金を減額して処理することがある、大体は処理するわけでありまして、同時にもう一つは、先ほどもお話し申し上げましたように、非常に損失の多いというふうな場合もあるし、あるいは財政の都合上等によりまして、単独立法でそのときに法律を出しまして、この赤字を一般会計から繰り入れてこれを処理する、こういうこともあるわけでありまして、そういう二段の方法によつて処理するということでありまして、このことだけできめるといふ建前ではありませんが、調整資金を減額し処理することを得る場合もありますし、また単独法を提案いたしまして、それによつて赤字を処理する、

こういう場合もあるわけでありまして、これに限定しない、こういう意味におきまして、幅を持つておるわけでありまして、なお重ねて申し上げますならば、一つは、農産物価格安定法による作物等におきましては、直接価格を支持するということでありまして、積立金を減額して直接これを整理する、これはつきりしてあります。食糧管理法の方、農産物安定勘定以外の米麦、輸入食糧等につきましては、損益がそれぞれ出ますけれども、これは調整勘定に移して整理した上で、赤字が出た場合には、調整資金を取り戻すして処理することができるといふ一つの方法があり、そのほかにも一つの方法としては、赤字が相当多いような場合に、単独法を出してこれを処理する、それは、そのときの財政上の都合等によりまして、どちらの方法をとつたらいいかというのをきめるべきであります、原則といたしましては、この調整資金でくづしていく二つの方法がありますから、一つの方法に限定してはおりませんので、この法律におきましては、調整資金を取り戻すことを得、こういうふうな規定してあるということに御了解願いたいと思ひます。

○足鹿委員 その辺が私どもと意見の違ふところなんです、まあ農林大臣がある誠意を披露されますから、私はこれ以上申し上げませんが、むしろ農林大臣の今の御答弁を聞いておりますが、インベントリを取りくずし、なお決算赤字を補てんをした事例もあり、格好はついておりますが、実質的には、もともとインベントリーのあつたときのやり方を大體形を変えてやっておられる、その受け取つてとれないこともないと思ふのです。ですから、私どもの見解をもつてすれば、処理することを得というよりも、むしろ処理するものとして、その損失の額が当該資金の額を超過する場合には、その超過額を、予算の定むるところによつて、一般会計から当該資金に繰り入れるのだという趣旨のことを明文化しておけば、疑義もないのではないかと思ひました。私、今でもそう思つておりますが、この趣旨に何ら反するものな方針でもないようでありまして、これ以上申し上げることをやめさせていただきます。

最後に、大蔵大臣にお尋ねをしておきますが、ことしの情勢から見た場合に、大蔵大臣の経済の見通し論を聞いておりました、バリバリはだんだんと上昇していくという見通しを持つておられる。そういういたしますと、大體において農業バリエーションの場合、下といふよりも、むしろ上つていく要素の方が強いと思ひます。なお現在政府が考えられる、昨年度の配給を確保されようといひますと、予算に見込まれておる集荷数量では不足するのではないかと、私どもは、大體長い間の経験からそういうふうな思つておられます。どういふところから考へてみまして、どういふところの場合、好むわけではありませんが、結果としては、昨日来論議をしたような結果に落ちつかざるを得ないのではないかと思ふのです、しかし、それは想定でありますから、あえてこれ以上申し上げませんが、そこではつきり念を押しておきたいことは、もし不足を生ずるような場合があつても、消費者米価の値段を上げたり、あるいは著しく生産者価格を切り下げたり、あるいは配給日数を切り下げたりというふうな、一連の好ましからざる施策はおとりにならぬであらうと思ひます。昨日も農林大臣は、はつきりそういうことはやらぬといふことを申しておられました、この際大蔵大臣からも、配給日数の問題にして、消費者価格にしてみても、消費者米価を値上げすることによつて一般繰入金を少くしようと試みたり、その他それに似たような措置はおとりにならぬといふことを、はつきり言明ができるかどうか、それを伺ひまして、満足いく御答弁であれば、両大臣に對する質疑は、私は打ち切りたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 これは、別な見地から、食糧会計の赤字が出ないようには、いろいろと努力をしていただかなければならぬといふことは、大蔵當局としては当然考へておるのであります、しかし、調整資金の金額によつて米価等いろいろな影響を与えるといふことは、私は考へておりません。

○横山委員長代理 関連質問の要求があります。石村英雄君。

○石村委員 ごく簡単にお尋ねします。この前も聞いたのですが、どうもよく要領を得ないので、もう一度お尋ねしますが、第六条ノ五の最初のところには、一般会計よりの受入金、これが歳入になると書いてある。そうして「前項ノ一般会計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ調整資金ニ充ツル為一般会計ヨリノ繰入ルモノトス」

こうあるわけです。この「前項ノ」云々は、調整勘定の歳入になった一般会計よりの受入金というものは、これは調整資金になるものであるという説明なんです。従ってこれは、どうも官庁の予算と帳簿との関係が、われわれしろうとははつきりわからないのですが、調整勘定に一般会計から十億なら十億、百億なら百億という受入金をしたというときには、貸借対照表の調整資金という勘定科目は百億同時にふえる、こういうことになるかと理解していいのですか。

○小蔵政府委員 お答え申し上げます。ただいま先生のおっしゃった通りでございます。

○横山委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次会は追って御通知をいたします。

午後四時三十三分散会

〔参照〕

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案（内閣提出第一七号）（参議院送付）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕